









次に掲げる事項を消去し、又は改変すること  
とができないものであること。ただし、閱  
覽に供している記載事項を書面により交付  
する場合、提供先の承諾（令第十条第一項  
に規定する方法による承諾をいう。）を得  
て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号  
に掲げる方法により提供する場合又は提供  
先による当該記載事項に係る消去の指図が  
ある場合は、当該記載事項を消去すること  
ができる。

(1) 前項第一号ハに掲げる方法について  
は、顧客ファイルに記録された記載事項

(2) 前項第一号ニに掲げる方法について  
は、閲覧ファイルに記録された記載事項

ロ 法第五条第二項（法第十四条第五項（法  
第五十四条第一項及び第五十九条において  
準用する場合を含む。）、第五十四条第一項  
及び第五十九条において準用する場合を含  
む。）の規定により記載事項を提供する場  
合にあつては、当該記載事項を提供先の閱  
覽に供した日以後五年間（当該期間が終了  
する日までの間に当該記載事項に係る苦情  
の申诉があったときは、当該期間が終了す  
る日又は当該苦情が解決した日のいずれか  
遅い日までの間）、提供先から当該記載事  
項の交付の請求があつた場合に、書面又は  
前項第一号イ若しくは第二号に掲げる方法  
により当該記載事項を直ちに交付するもの  
であること。

四 前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次  
に掲げる基準に適合するものであること。

イ 提供先が閲覧ファイルを閲覧するために  
必要な情報を顧客ファイルに記録するもの  
であること。

ロ 前号イに掲げる基準に該当する場合にあ  
つては、同号イに規定する期間を経過する  
までの間において、イの規定により提供先  
が閲覧ファイルを閲覧するためには必要な情  
報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファ  
イルとを電気通信回線を通じて接続可能な  
状態を維持されること。ただし、閲覧の提  
供を受けた提供先が接続可能な状態を維持  
させることについて不要である旨通知した  
場合は、この限りでない。

第三項第一号の「電子情報処理組織」とは、  
提供者等の使用に係る電子計算機と、顧客ファ  
イルを備えた提供先等又は提供者等の使用に係  
る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子  
情報処理組織をいう。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」は、  
提供者等の使用に係る電子計算機と、顧客ファ  
イルを備えた提供先等又は提供者等の使用に係  
る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子  
情報処理組織をいう。

イルを備えた提供先等又は提供者等の使用に係  
る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子  
情報処理組織を表示する方法

（電磁的方法の種類及び内容）

第十二条 令第十条第一項の規定により示すべき  
方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とす  
る。

一 前条第一項各号に規定する方法のうち提供  
者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

（受益証券の記載事項）

第十三条 法第六条第六項第十一号に規定する内  
閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とす  
る。

一 委託者が運用の指図に係る権限を委託する  
場合におけるその委託の内容

二 証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外  
については、投資信託約款に定める買取り又  
は償還の価額が当該信託の元本を下回ること  
となる場合においても当該価額を超える価額  
によって買取り又は償還を行うことはない旨  
の表示

イ 公社債投資信託（有価証券（金融商品取  
引法第二条第二項の規定により有価証券と  
みなされる同項各号に掲げる権利を除く。）  
については次に掲げるものに限り投資とし  
て運用すること（国債証券又は外国国債証  
券に係る金融商品取引法第二条第二十四項  
第五号に掲げる標準物についての同法第二  
十八条第八項第三号に掲げる取引を行うこ  
とを含む。）とされている証券投資信託を  
いう。第二十五条第二号において同じ。）

（受益証券の記載事項）

第十四条 法第六条第七項において準用する信託  
法（平成十八年法律第八号）第八十六条第  
一号に規定する内閣府令で定める事項は、委託  
者指団型投資信託の名称とする。

法第六条第七項において準用する信託法第百  
八十六条第五号に規定する内閣府令で定める事  
項は、次に掲げる事項とする。

一 受益証券の消却の日、券種、発行枚数及び  
発行口数、消却枚数及び消却口数並びに残存  
枚数及び残存口数

二 信託監督人があるときは、次に掲げる事項  
イ 商号、名称又は氏名及び所在の場所又は  
住所

ロ 信託法百三十二条第一項ただし書又は  
第二項ただし書の定めがあるときは、当該  
定めの内容

三 受益者代理人があるときは、次に掲げる  
事項

イ 商号、名称又は氏名及び所在の場所又は  
住所

ロ 信託法第一百三十二条第一項第一号に規定する  
有価証券で、銀行、協同組織  
金融商品取引法第二条第一項第十四号  
に規定する投資法人債券及び外国投資證  
券で投資法人債券に類する証券

（3） 金融商品取引法第二条第一項第十四号  
に規定する有価証券で、銀行、協同組織  
金融機関の優先出資に関する法律（平成  
五年法律第四十四号）第二条第一項に規定  
する協同組織金融機関及び金融商品取  
引法施行令（昭和四十年政令第三百二十  
一号）第一条の九各号に掲げる金融機関  
又は信託会社の貸付債権を信託する信託  
（当該信託に係る契約の際ににおける受益  
者）が委託者であるものに限る。）又は指  
定金銭信託に係るもの

（4） 金融商品取引法第二条第一項第十五号  
に掲げる有価証券

（5） 金融商品取引法第一条第一項第十六号  
に掲げる有価証券

（6） 金融商品取引法第二条第一項第十七号  
に掲げる有価証券で（1）又は（3）か  
ら（5）までに掲げる有価証券の性質を  
有するもの

（7） 金融商品取引法第二条第一項第十八号  
に掲げる有価証券

（8） 金融商品取引法施行令第一条第一号に  
掲げる有価証券

ハ イ及びロに掲げるもののほか、その設定  
当初の投資信託約款に別段の定めのある  
もの

（受益權原簿記載事項）

第十五条 法第六条第七項において準用する信託  
法第一百九十七条第一項各号に掲げる場合には、  
委託者指団型投資信託の委託者は、当該各号の  
条第十項に規定する電磁的記録をいう。以下この  
章から第四章までにおいて同じ。）に記録さ  
れた事項を紙面又は映像面に表示する方法とす  
る。

（受益權原簿記載事項の記載等）

第十六条 法第六条第七項において準用する信託  
法第一百九十七条第一項各号に掲げる場合には、  
委託者指団型投資信託の委託者は、当該各号の  
条第十項に規定する電磁的記録（法第十七  
条第十項に規定する電磁的記録をいう。以下この  
章から第四章までにおいて同じ。）に記録さ  
れた事項を紙面又は映像面に表示する方法とす  
る。

（受益權原簿記載事項の記載等）

第十七条 法第六条第七項において準用する信託  
法第一百九十八条第二項に規定する内閣府令で定  
める場合は、受益權取得者（委託者指団型投資  
信託の受益權を委託者指団型投資信託の委託者  
以外の者から取得した者（当該委託者を除く。）  
の受託者に取得させることを目的とする投  
資信託をいう。）

ハ イ及びロに掲げるもののほか、その設定  
当初の投資信託約款に別段の定めのある  
もの

（受益權原簿記載事項）

第十八条 法第六条第七項において準用する信託  
法第二百二条第三項に規定する内閣府令で定め  
る署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名  
とする。

（電子署名）

第十九条 令第十二条第一号に規定する内閣府令  
で定める指標は、当該指標に係る投資信託の受  
益証券をその開設する取引所金融商品市場（金  
融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所

五 前各号に掲げるもののほか、投資信託約款  
の記載事項

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

（4） 金融商品取引法第二条第一項第十五号  
に掲げる有価証券

（5） 金融商品取引法第一条第一項第十六号  
に掲げる有価証券

（6） 金融商品取引法第二条第一項第十七号  
に掲げる有価証券で（1）又は（3）か  
ら（5）までに掲げる有価証券の性質を  
有するもの

（7） 金融商品取引法第二条第一項第十八号  
に掲げる有価証券

（8） 金融商品取引法施行令第一条第一号に  
掲げる有価証券

ハ イ及びロに掲げるもののほか、その設定  
当初の投資信託約款に別段の定めのある  
もの

（受益權原簿記載事項）

第十六条 法第六条第七項において準用する信託  
法第一百九十七条第一項各号に掲げる場合には、  
委託者指団型投資信託の委託者は、当該各号の  
条第十項に規定する電磁的記録（法第十七  
条第十項に規定する電磁的記録をいう。以下この  
章から第四章までにおいて同じ。）に記録さ  
れた事項を紙面又は映像面に表示する方法とす  
る。

（受益權原簿記載事項の記載等）

第十七条 法第六条第七項において準用する信託  
法第一百九十八条第二項に規定する内閣府令で定  
める場合は、受益權取得者（委託者指団型投資  
信託の受益權を委託者指団型投資信託の委託者  
以外の者から取得した者（当該委託者を除く。）  
の受託者に取得させることを目的とする投  
資信託をいう。）が受益証券を提示して請求をした場  
合とする。

（受益權原簿記載事項の記載等）

第十八条 法第六条第七項において準用する信託  
法第二百二条第三項に規定する内閣府令で定め  
る署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名  
とする。

（電子署名）

第十九条 令第十二条第一号に規定する内閣府令  
で定める指標は、当該指標に係る投資信託の受  
益証券をその開設する取引所金融商品市場（金  
融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所







計額で除して得た期間をいう。)が九十日を超えないこと。

二 投資信託財産の総額のうちに一の法人その他の団体(ホにおいて「法人等」という。)が発行し、又は取り扱う有価証券等(国債証券、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)及び返済までの期間(貸付けを行ふ受託会社が休業している日を除く。)が五日以内のコールローン(ホにおいて特定コールローンという。)を除く。)の当該総額の計算の基礎となつた価額の占める割合が、百分の五以下であること。

三 投資信託財産の総額のうちに一の法人等が取り扱う特定コールローンの当該総額の計算の基礎となつた価額の占める割合が、百分の二十五以下であること。

四 受益証券が特定投資家向け有価証券(金融商品取引法第四条第三項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。第八十八条第二号において同じ。)に該当する場合であつて、運用報告書に記載すべき事項に係る情報が金融商品取引法第二十七条の三十二第一項に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定により提供され、又は公表される場合(投資信託約款において運用報告書の交付に代えて当該情報の提供又は公表が行われる旨を定めている場合に限る。)

(電磁的方法)

#### 第二十五条の二 法第十四条第二項(法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。第一号イにおいて同じ。)に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちいからニまでに掲げるもの(以下この条において「記載事項」といふ。)を提供しようとする者をいう。以イ提供者等(提供者(法第十四条第二項により同条第一項の運用報告書に記載すべき契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを提供先(記載事項を提供する相手方をいう。以下この条において同じ。)若しくは提供者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。)。

の使用に係る電子計算機と提供先等(提供先及び提供先との契約により顧客ファイル(専ら当該提供先の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。)を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機と接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、提供先等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法

口 提供者等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて提供先の閲覧に供し、提供先等の使用に係る電子計算機に備えられた当該提供先の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法

ハ 提供者等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて提供先の閲覧に供する方法

二 閲覧ファイル(提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の提供先の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。次項において同じ。)に記録された記載事項を電気通信回線を通じて提供先の閲覧に供する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

二 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 提供者が閲覧ファイル又は顧客ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法(提供先の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。)にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を提供先に対し通知するものであること。ただし、提供先が当該記載事項を閲覧していることを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあっては、次のいずれかに該当すること。

イ 記載事項を提供先の閲覧に供した日以後五年間(当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたと

きは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間、次に掲げる事項を消去し、又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合は、提供先による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

(1) 前項第一号ハに掲げる方法について  
は、顧客ファイルに記録された記載事項は、閲覧ファイルに記録された記載事項について、(2) 前項第一号ニに掲げる方法について  
は、閲覧ファイルに記録された記載事項は、(1)の前項第一号イに掲げる方法について  
は、顧客ファイルに記録された記載事項が解決した日のいずれか遅い日までの間、当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間、提供先から当該記載事項の交付の請求があった場合に、書面又は前項第一号イ若しくは第二号に掲げる方法により当該記載事項を直接に交付するものであること。

四 前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。  
イ 提供先が閲覧ファイルを閲覧するため必要な情報が当該提供先に対し書面により通知され、又は顧客ファイルに記録されるものであること。

ロ 前号イに掲げる基準に該当する場合においては、同号イに規定する期間を経過するまでの間において、提供先が閲覧ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた提供先が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

三 外国法人である投資信託委託会社にあっては、第一項各号に掲げる帳簿書類は、国内における主たる営業所又は事務所が作成し、これを保存しなければならない。

を含む。)の規定による法第十四条第一項(法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。)の運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面の作成及び交付は、当該運用報告書に係る作成期日ごとに行うものとする。

(投資信託財産に関する帳簿書類)  
**第二十六条** 法第五十五条第一項の規定により投資信託委託会社が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一 信託勘定元帳  
二 分配収益明細帳  
三 投資信託財産明細帳  
四 不動産の収益状況明細表  
五 再生可能エネルギー発電設備の収益状況明細表  
六 公共施設等運営権の収益状況明細表  
七 繰延資産の償却状況表  
八 受益権原簿  
九 受益証券基準価額帳  
十 投資信託財産運用指図書  
十一 一部解約価額帳(投資信託約款において、基準価額以外の価額をもつて一部解約に応じることとしている委託者指図型投資信託の場合に限る。)  
十二 特定資産の価格等の調査結果等に関する書類  
十三 前項各号に掲げる帳簿書類は、別表第一により作成し、当該投資信託財産の計算期間の終了後又は信託契約期間の終了後十年間これを保存しなければならない。

四 第二十七条 法第十六条(第一号に係る部分に限り)の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出して行わなければならぬ。

一 当該投資信託約款に係る委託者指図型投資信託の名称  
二 投資信託約款の変更の内容及び理由  
三 投資信託約款の変更がその効力を生ずる日  
四 投資信託約款の変更の中止に関する条件を定めるときは、その条件

五 書面による決議を行うときは、法第十七条第一項第一号及び第三号に掲げる事項並びに



## (書面決議参考書類)

**第三十三条** 法第十七条第九項（法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。）において準用する信託法第百十条第一項の規定により交付すべき議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（以下「書面決議参考書類」という。）に記載すべき事項は、次条、第三十五条、第四十二条、第九十二条及び第九十三条の定めるところによるほか、受益者の議決権の行使について参考となると認める事項を記載することができる。

（投資信託約款の変更に関する議案）

**第三十四条** 投資信託約款の変更に関する議案に係る書面決議参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 投資信託約款の変更の案

二 投資信託約款で定められた受益権の内容に変更を加え、又は受益権の価値に重大な影響を与えるおそれがあるときは、その変更又は影響の内容及び相当性に関する事項

三 投資信託約款の変更がその効力を生ずる日四 投資信託約款の変更の中止に関する条件を定めるときは、その条件

五 投資信託約款の変更をする理由

六 投資信託約款の変更に関する事項について受利益者の不利益となる事実

（委託者指図型投資信託の併合に関する議案）

**第三十五条** 委託者指図型投資信託の併合に関する議案に係る書面決議参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 委託者指図型投資信託の併合後の投資信託約款の内容

二 投資信託約款において定める受益権の内容に変更があるときは、その内容及び変更の理由

三 委託者指図型投資信託の併合に際して受益者に対し金銭その他の財産を交付するときは、次に掲げる事項

イ 当該財産の内容及びその価額並びにこれらの事項の定めの相当性に関する事項

ロ 受益者に対して交付する金銭その他の財産の割当てに関する事項及び当該事項の定めの相当性に関する事項

四 委託者指図型投資信託の併合がその効力を生ずる日

五 委託者指図型投資信託の併合の中止に関する条件を定めるときは、その条件

六 委託者指図型投資信託の併合をする他の委託者指図型投資信託についての次に掲げる事項その他の当該他の委託者指図型投資信託を特定するために必要な事項

イ 委託者及び受託者の商号又は名称及び住所

ロ 投資信託約款の締結日

ハ 投資信託約款の内容

七 委託者指図型投資信託の併合をする各委託者指図型投資信託において直前に作成された財産状況開示資料等（信託法第三十七条第二項の規定により作成する同項の書類又は電磁的記録をいう。以下同じ。）の内容（財産状況開示資料等を作成すべき時期が到来しないときは、その旨）

八 委託者指図型投資信託の併合をする各委託者指図型投資信託について、財産状況開示資料等を作成した後（財産状況開示資料等を作成すべき時期が到来しない場合にあっては、委託者指図型投資信託が設定された後）に、重要な投資信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の投資信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

九 委託者指図型投資信託の併合をする理由

十 委託者指図型投資信託の併合に関する事項について受利益者の不利益となる事実

（議決権行使書面）

**第三十六条** 法第十七条第九項（法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する信託法第百十条第一項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法第十七条第九項において準用する信託法第一百十一条第一項若しくは第二項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 各議案についての賛否（棄権の欄を設ける場合にあっては、棄権を含む。）を記載する

二 第三十二条第三号に掲げる事項を定めたときは、当該事項

三 第三十一条第四号に掲げる事項を定めたときは、同号の取扱いの内容

四 議決権の行使の期限

五 議決権を行使すべき受益者の氏名又は名称

2 法第十七条第一項第三号（法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項を定めた場合において、第三十一条第五号ロに掲げる事項を定めたときは、投資信託会社又は信託会社等は、法第十七条第三項（法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。）の承諾をした受益者が請求をした時に、当該受益者は、投資信託会社又は信託会社等は、法第十七条第三項（法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。）において準用する信託法第百十条第一項の規定による議決権行使に対する、法第十七条第九項において準用する信託法第百十五条第一項において準用する信託法第百十五条规定による電磁的方法による提供を含む。）

（投資信託契約の解約の届出）

イ 委託者指図型投資信託の公正な価格が当該受益者に償還されることとなる委託者指図型投資信託とする。

（投資信託契約の解約の届出）

ハ 当該投資信託契約に係る委託者指図型投資信託の名称

二 投資信託契約の解約の理由

三 投資信託契約の解約がその効力を生ずる日について

四 投資信託契約の解約の中止に関する条件を定めるときは、その条件

五 書面による決議を行うときは、法第二十条第一項において準用する法第十七条第一項第一号及び第三号に掲げる事項並びに第三十一一条第二号から第七号までに掲げる事項

六 書面による決議の議事録

（電磁的方法による議決権行使の期限）

**第三十八条** 法第十七条第九項（法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する信託法第百十五条第一項において準用する信託法第百十六条规定による電磁的方法による議決権行使の期限とする。）

（書面による決議の議事録）

**第三十九条** 法第十七条第九項（法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。）において準用する信託法第一百二十条の規定による書面による決議の議事録の作成について

（書面による決議の議事録）

一 記録をもつて作成しなければならない。

2 書面による決議の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 書面による決議が行われた日

二 書面による決議の結果

三 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名又は名称

（電磁的記録）

**第四十条** 法第十七条第十項（法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

（反対受益者の受益権買取請求を適用しない委託者指図型投資信託）

**第四十条の二** 法第十八条第二項に規定する受益者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣

府令で定めるものは、受益者が受益権について投資信託の元本の全部又は一部の償還を請求したときは、投資信託委託会社が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に償還されることとなる委託者指図型投資信託とする。

（投資信託契約の解約の届出）

イ 委託者指図型投資信託の元本の全部又は一部の償還を請求したときに、投資信託会社等は、法第十七条第三項（法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項を定めた場合において、第三十一条第五号ロに掲げる事項を定めたときは、投資信託会社又は信託会社等は、法第十七条第三項（法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。）において準用する信託法第百十条第一項の規定による議決権行使に対する、法第十七条第九項において準用する信託法第百十五条第一項において準用する信託法第百十五条规定による電磁的方法による提供を含む。）

（投資信託契約の解約の届出）

ハ 当該投資信託契約に係る委託者指図型投資信託の名称

二 投資信託契約の解約の相違性に関する事項

三 投資信託契約の解約の中止に関する条件を定めるときは、その条件

四 直前に作成された財産状況開示資料等の内容（財産状況開示資料等を作成すべき時期が到来しないときは、その旨）

五 財産状況開示資料等を作成した後（財産状況開示資料等を作成すべき時期が到来しない場合には、委託者指図型投資信託が設定された後）に、重要な投資信託財産に重なる財産の処分、重大な信託財産責任負担その他の投資信託財産の状況に重

要な影響を与える事象が生じたときは、その

## 六 投資信託契約の解約の理由 投資信託契約の解約に関する事項について

**受**益者  
の不利益となる事実  
(投資信託契約の解約の届出が不要な場合等)  
**第四十三条** 去第二十条第二項に規定する内閣府

令で定める場合は、次に掲げる場合とする。  
一 投資信託契約の解約をしようとする投資信

託財産の状態に照らし、眞にやむを得ない事情が生じている場合であつて、法第二十条第一項において準用する法第十七条の規定によ

る投資信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合

一定の条件を満たした場合には投資信託契約の解約を行う旨があらかじめ投資信託約款に定められている場合であって、当該一定の

条件を満たして行われる投資信託契約の解約である場合

**第四十四条** 法第二十三条第四項の規定による承認を受けようとする投資信託委託会社は、次に

一 捲ける事項を記載した承認申請書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

## 二 信託の名称 投資信託契約の存続の理由

<sup>2</sup> 前項の承認申請書には、当該投資信託契約に係る投資信託財産の運用状況を記載した書類を

**添付しなければならない。**

**(投資信託約款の内容の届出)**  
**第七十七条** 法第四十九条第一項の規定による届

出は、次に掲げる事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出して行わなければならぬ。い。

当該投資信託総額（法第四十九条第一項に規定する投資信託約款をいう。以下この章において同じ。）に係る委託者非指図型投資信

## 二 託の名稱 単位型 (合同して運用する信託の元本の総額を曾口できよひつどく、又は単口型)

客を増加できたらしいもののを「レバーリング」又は追加型（合同して運用する信託の元本の総額を増加できるものをいう。）の別として次に掲げる事項

四 投資信託財産（法第四十八条に規定する特定資産以外の資産の種類）の運用方針

五 合同して運用する信託の元本の設定予定額又は当初設定予定額

六 設定日

七 信託契約期間

八 公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別

九 募集又は私募の期間

十 募集の取扱い又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名

十一 自ら募集又は私募を行うときは、その旨指図型投資信託の特徴と認められる事項

十二 その他当該投資信託約款に係る委託者非前項の届出書には、投資信託約款の案を添付しなければならない。

（投資信託約款の記載事項）

一 受託者の辞任及び解任並びに新たな受託者の選任に関する事項

二 合同して運用する信託の元本の総額を増加できる委託者非指図型投資信託における信託の元本の追加に関する事項

三 投資信託契約（法第四十七条第一項に規定する投資信託契約をいう。以下この章において同じ。）の解約に関する事項

四 受託者が運用に係る権限を委託（当該委託に係る権限の一部を更に委託するものを含む。次条第八号及び第八十条第一号において同じ。）する場合におけるその委託の内容

五 受託者から運用に係る権限の委託を受けた者が当該権限の一部を更に委託する場合においては、当該者がその運用の指図に係る権限の一部を更に委託する者の商号又は名称（当該者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）及び所在の場所

六 委託者非指図型投資信託の併合（法第五十四条第一項において準用する法第十六条第二号に規定する委託者非指図型投資信託の併合をいう。以下同じ。）に関する事項

七 受益者代理人があるときは、投資信託契約において、法第五十四条第一項において準用する法第十七条第六項の規定による議決権及び法第五十四条第一項において準用する法第十八条第一項の規定による受益権買取請求権を行使する権限を当該受益者代理人の権限としない旨

八 法第五十四条第一項において準用する法第十八条第一項の規定による受益権の買取請求権に関する事項

(投資信託約款の記載事項の細目)

第七十九条 法第四十九条第四項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 法第四十九条第二項第三号に掲げる事項

次に掲げる事項

イ 受益証券の記名式又は無記名式への変更及び名義書換手続に関する事項

ロ 記名式受益証券の譲渡の対抗要件に関する事項

ハ 受益証券の再発行及びその費用に関する事項

二 法第四十九条第二項第五号に掲げる事項

次に掲げる事項

イ 資産運用の基本方針

ロ 投資の対象とする資産の種類

ハ 投資の対象とする資産の保有割合又は保有制限を設ける場合には、その内容(投資の対象とする資産が権利である場合又はその権利の取得に係る取引の種類及び範囲並びに取得制限を設ける場合には、それぞれの内容)

二 投資信託財産で取得した資産を貸し付ける場合には、その内容

三 法第四十九条第二項第六号に掲げる事項

運用を行う資産の種類に応じ、それぞれの評価の方法、基準及び基準日に関する事項

四 法第四十九条第二項第七号に掲げる事項

次に掲げる事項

イ 収益分配可能額の算出方法に関する事項

ロ 収益分配金、償還金及び一部解約金の支払時期 支払方法及び支払場所に関する事項

五 法第四十九条第二項第十号に掲げる事項

次に掲げる事項

イ 信託契約の延長事由の説明に関する事項

ロ 信託契約の解約事由の説明に関する事項

ハ 受託者の認可取消しの他の場合における取扱いの説明に関する事項

七 法第四十九条第一項第十四号に掲げる事項 借入れの目的、借入限度額及び借入金の使途に関する事項並びに借入先を適格機関投資家に限る場合には、その旨

八 法第四十九条第二項第十六号に掲げる事項 委託の報酬の額、支払時期及び支払方法に関する事項

九 法第四十九条第一項第十八号に掲げる事項 次のイ又はロに掲げる公告の方法の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法、公告を行う日刊新聞紙名

ロ 電子公告（法第五十七条第二号に規定する電子公告をいう。）登記アドレス

(受益証券の記載事項)

**第八十条** 法第五十条第二項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項である。

一 受託者が運用に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容

二 投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によつて買取り又は償還を行うことはない旨の表示  
(受益権原簿記載事項)

**第八十一条** 法第五十条第四項において準用する信託法第一百八十六条第一号に規定する内閣府令で定める事項は、委託者非指図型投資信託の名称とする。

法第五十条第四項において準用する信託法第一百八十六条第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該委託者非指図型投資信託の受託者の商号又は名称及び所在の場所

二 信託監督人があるときは、次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名及び所在の場所又は住所

ロ 信託法第一百三十二条第一項ただし書又は第二項ただし書の定めがあるときは、当該定めの内容

イ 商号、名称又は氏名及び所在の場所又は住所  
ロ 信託法第百三十九条第一項ただし書又は第三項ただし書の定めがあるときは、当該定めの内容  
四 信託法第百八十八条に規定する受益権原簿管理人を定めたときは、その商号、名称又は氏名及び所在の場所又は住所  
五 前各号に掲げるもののほか、投資信託約款の記載事項  
(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

**第八十二条** 法第五十条第四項において準用する信託法第一百九十条第二項第二号に規定する内閣府令で定める方法は、同号の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(受益者の請求によらない受益権原簿記載事項の記載等)

**第八十三条** 法第五十条第四項において準用する信託法第一百九十七条第一項各号に掲げる場合は、委託者非指図型投資信託の受託者は、受益権原簿記載事項として、当該受益権が固有財産に属するか、他の投資信託財産に属するか、当該委託者非指図型投資信託の投資信託財産に属するかの別をも記載し、又は記録しなければならない。

(受益権原簿記載事項の記載等の請求)

**第八十四条** 法第五十条第四項において準用する信託法第一百九十八条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、受益権取得者(委託者非指図型投資信託の受託者以外の者から取得した者(当該受託者を除く。)をいう。)が受益証券を提示して請求をした場合とする。

(電子署名)

**第八十五条** 法第五十条第四項において準用する信託法第二百二条第三項に規定する内閣府令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子記録に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

一 当該情報が当該措置を行つた者の作成に係るものであることを示すためのものであること。  
二 当該情報について改変が行われていないかと。どうかを確認することができるものであること。

**第八十六条** 法第五十四条第一項において準用する法第十三条第一項に規定する同項各号に掲げる取引に係る書面の交付は、次に掲げる事項について記載した書面により行わなければならぬ。

一 当該取引に係る委託者非指図型投資信託の名称  
二 書面の交付を行う理由(当該取引の相手方と当該信託会社等の関係を含む。)  
三 取引を行つた理由  
四 取引の内容(取引を行つた特定資産の種類、銘柄(その他の特定資産を特定するため必要な事項)、数及び取引価格、取引の方 法並びに取引を行つた年月日)

**第八十七条** 法第五十四条第一項において準用する法第十五条第一項に規定する法第五十一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査の結果

六 当該書面の交付年月日  
七 その他参考になる事項

**第八十八条** 法第五十条第四号に規定する内閣府令で定める顧客は、次に掲げるものとする。

一 信託会社等が投資信託財産の宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行う場合に係る投資に関し助言を行う場合において、当該

**第八十九条** 法第五十四条第一項において準用する法第六条(第一号に係る部分に限る。)の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出して行わなければならない。

(投資信託約款の変更内容の届出)

一 当該投資信託約款に係る委託者非指図型投資信託の名称  
二 投資信託約款の変更の内容及び理由  
三 投資信託約款の変更がその効力を生ずる日  
四 投資信託約款の変更の中止に関する条件を定めるときは、その条件

五 書面による決議を行うときは、法第五十四条第一項において準用する法第十七条第一項第一号及び第三号に掲げる事項並びに第三十一条第二号から第七号までに掲げる事項並びに第三十一条第一号及び第三三号に規定する書面決議参考書類

六 書面による決議を行うときは、次に掲げる書面による決議を行うときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

七 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 投資信託約款の変更の案  
二 書面による決議を行うときは、次に掲げる書類による決議を行うときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

八 第十七条第五項の規定による公告をする場合にあつては、当該公告の内容を記載した書面

九 第十七条第一項において準用する法第十七条第一項に規定する投資信託約款の変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるものは、法第四十九条第二項第一号、第三号から第十二号まで及び第十四号から第十六号までに掲げる事項並びに第七十八条各号に掲げる事項の変更であつて、当該投資信託約款に係る委託者非指図型投資信託の商品としての基本的な性格を変更させることとなるものとする。

(受益者の利益に及ぼす影響が軽微な委託者非指図型投資信託の併合)

**第九十条** 法第五十四条第一項において準用する法第十六条(第二号に係る部分に限る。)の規

助言に基づき行われる当該特定資産の取引の相手方(運用報告書の交付を要しない場合)

**第八十八条** 法第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 受益証券が金融商品取引所に上場されている場合(受益証券が金融商品取引法第二条第三十三項に規定する特定上場有価証券である場合を除く。)

二 当該信託会社等の役員又は使用人

三 不動産の鑑定評価に関する法律の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十一條第一項の規定による不動産の鑑定評価に係る業務をすることができる者

(利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付)

**第八十六条** 法第五十四条第一項において準用する法第十三条第一項に規定する同項各号に掲げる取引に係る書面の交付は、次に掲げる事項について記載した書面により行わなければならない。

一 当該取引に係る委託者非指図型投資信託の名称  
二 書面の交付を行う理由(当該取引の相手方と当該信託会社等の関係を含む。)  
三 取引を行つた理由  
四 取引の内容(取引を行つた特定資産の種類、銘柄(その他の特定資産を特定するため必要な事項)、数及び取引価格、取引の方 法並びに取引を行つた年月日)

**第八十九条** 法第五十四条第一項において準用する法第六条(第一号に係る部分に限る。)の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出して行わなければならない。

(投資信託約款の変更内容の届出)

一 当該投資信託約款に係る委託者非指図型投資信託の名称  
二 投資信託約款の変更の内容及び理由  
三 投資信託約款の変更がその効力を生ずる日  
四 投資信託約款の変更の中止に関する条件を定めるときは、その条件

五 書面による決議を行うときは、法第五十四条第一項において準用する法第十七条第一項に規定する書面決議参考書類

六 書面による決議を行うときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

七 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 委託者非指図型投資信託の併合後の投資信託約款の案  
二 書面による決議を行うときは、次に掲げる書類による決議を行うときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

八 第十七条第五項の規定による公告をする場合にあつては、当該公告の内容を記載した書面

九 第十七条第一項において準用する法第十七条第一項に規定する投資信託約款の変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるものは、法第四十九条第二項第一号、第三号から第十二号まで及び第十四号から第十六号までに掲げる事項並びに第七十八条各号に掲げる事項の変更であつて、当該投資信託約款に係る委託者非指図型投資信託の商品としての基本的な性格を変更させることとなるものとする。

(受益者の利益に及ぼす影響が軽微な委託者非指図型投資信託の併合)

**第九十条** 法第五十四条第一項において準用する法第十六条(第二号に係る部分に限る。)の規

約款に記載された投資信託財産の運用方針に反しないと認められること。

二 当該併合の前後で当該委託者非指図型投資信託の商品としての基本的な性格に相違がないこと。

三 当該委託者非指図型投資信託の投資信託財産の純資産総額が併合をする他の委託者非指図型投資信託の投資信託財産の純資産総額の五倍以上であること。ただし、当該委託者が非指図型投資信託の投資信託財産と当該他の委託者非指図型投資信託の投資信託財産の内容が実質的に同一であると認められる場合はこの限りでない。

前項第三号の純資産総額は、当該併合を決定した日（当該決定により当該決定をした日と異なる日において算定の基準となる時（当該決定をした日後から当該併合の効力が生ずる時の直前までの間に限る。）を定めた場合にあっては、当該時）において算定する（投資信託約款の変更に関する議案）。

第九十二条 投資信託約款の変更に関する議案に係る書面決議参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 投資信託約款の変更の案

二 投資信託約款で定められた受益権の内容に変更を加え、又は受益権の価値に重大な影響を与えるおそれがあるときは、その変更又は影響の内容及び相当性に関する事項。

三 投資信託約款の変更がその効力を生ずる日定めるときは、その条件。

四 投資信託約款の変更に関する事項。

五 投資信託約款の変更をする理由

六 投資信託約款の変更に関する事項について受 益者の不利益となる事実

（委託者非指図型投資信託の併合に関する議案）

第九十三条 委託者非指図型投資信託の併合に関する議案に係る書面決議参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 委託者非指図型投資信託の併合後の投資信託約款の内容

二 投資信託約款において定める受益権の内容に変更があるときは、その内容及び変更の理由

三 委託者非指図型投資信託の併合に際して受 益者に対し金銭その他の財産を交付するときは、次に掲げる事項。

イ 当該財産の内容及びその価額並びにこれらの事項の定めの相当性に関する事項

三 委託者非指図型投資信託の併合を決定するとき

（外国投資信託の届出を要しない受益証券の範 囲）

第九十四条 令第三十条第一号に規定する内閣府令で定める外国投資信託の受益証券は、令第十一条第二号に掲げる投資信託（連動対象指標の構成銘柄の株式に対する投資として運用するもの）

四 受益者に対する交付する金銭その他の財産の割当てに関する事項及び当該事項の定めの相当性に関する事項。

四 委託者非指図型投資信託の併合がその効力を生ずる日

五 委託者非指図型投資信託の併合の中止に関する条件を定めるときは、その条件。

六 委託者非指図型投資信託の併合をする他の委託者非指図型投資信託についての次に掲げる事項その他の当該他の委託者非指図型投資信託を特定するため必要な事項。

イ 受託者の商号又は名称及び住所

ロ 投資信託契約の締結日

ハ 投資信託約款の内容

七 委託者非指図型投資信託の併合をする各委託者非指図型投資信託において直前に作成された財産状況開示資料等の内容（財産状況開示資料等を作成すべき時期が到来していないときは、その旨）

八 委託者非指図型投資信託が設定された後（財産状況開示資料等を作成した後（財産状況開示資料等を作成すべき時期が到来していない場合は、その旨））に係る書面決議参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 投資信託約款の変更の案

二 投資信託約款で定められた受益権の内容に変更を加え、又は受益権の価値に重大な影響を与えるおそれがあるときは、その変更又は影響の内容及び相当性に関する事項。

三 投資信託約款の変更がその効力を生ずる日定めるときは、その条件。

四 投資信託約款において定める受益権の内容に変更があるときは、その内容及び変更の理由

五 投資信託約款の変更をする理由

（委託者非指図型投資信託の併合に関する議案）

第九十三条の二 法第五十四条第一項において準用する法第十八条第二項に規定する受益者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることができ、それにより当該受益権の公正な価格が当該受益者に償還されることとなる委託者非指図型投資信託とする。

四 投資信託約款において定める受益権の内容に変更があるときは、その内容及び変更の理由

五 委託者非指図型投資信託の併合に際して受 益者に対し金銭その他の財産を交付するときは、次に掲げる事項。

イ 当該財産の内容及びその価額並びにこれらの事項の定めの相当性に関する事項

（外国投資信託の届出を要しない受益証券の範 围）

第九十五条 外国投資信託の受益証券の発行者の代理人

（外国投資信託の受益証券の発行者の代理人）

二 法第五十八条第一項又は法第五十九条において準用する法第十六条第一項に規定する内閣府令で定める外國投資信託の受益証券は、令第十一条第二号に掲げる投資信託（連動対象指標の構成銘柄の株式に対する投資として運用するもの）

三 当該外國投資信託が設定された国の法令に基づき、当該外國投資信託の設定について承認、認可、許可、届出又はこれらに相当するものが行われている場合には、その承認書、認可書、許可書、届出書又はこれらに相当する書面の写し

四 当該外國投資信託の設定が適法であることについての法律専門家の法律意見書及び当該意見書に掲げられた関係法令の関係条文

五 当該外國投資信託の運用（その指図を含む。以下この号において同じ。）に係る権限を有する者が、当該権限を他の者に委託して

口 受益者に対して交付する金銭その他の財産の割当てに関する事項及び当該事項の定めの相当性に関する事項。

（外国投資信託の受益証券の発行）

（外国投資信託の届出等）

のに限る。）に類する外国投資信託の受益証券をする。（に類する外国投資信託の受益証券をする。）

（外国投資信託の届出）

（外国投資信託の届出等）

四 受益者に対する交付する金銭その他の財産の割当てに関する事項及び当該事項の定めの相当性に関する事項。

（外国投資信託の受益証券の発行）

（外国投資信託の届出等）

つて当該発行者を代理する権限を有するものを定めなければならない。

（外国投資信託の届出）

（外国投資信託の届出等）

つて当該発行者を代理する権限を有するものを定めなければならない。

（外国投資信託の受益証券の発行）

（外国投資信託の届出等）

つて当該発行者を代理する権限を有するものを定めなければならない。

当該外国投資信託の運用を行わせている場合には、その委託に関する内容を明らかにした  
(外国投資信託約款等の変更内容の届出)

**第九十七条** 法第五十九条において準用する法第十六条(第一号に係る部分に限る。)の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官に提出して行わなければならない。

一、当該外国投資信託の信託約款又はこれに類する書類(以下「外国投資信託約款等」といいう。)に係る外国投資信託の名称

二、外国投資信託約款等の変更の内容及び理由

三、外国投資信託約款等の変更がその効力を生ずる日

四、前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一、外国投資信託約款等の変更の案

二、委託者指図型投資信託に類するものの場合は、受託者の同意書又はこれに代わる書類

三、法第五十九条において準用する法第十七条(第二号に係る部分に限る。)の規定による届出書を金融庁長官に提出して行わなければならない。

五、前項の規定による公告をする場合にあっては、当該公告の内容を記載した届出書

六、外国投資信託約款等の変更に関する前条第三項第一号から第四号までに係る書類に準ずる書類

(外国投資信託の併合の届出)

2

一、当該外国投資信託の併合をした日と異なる届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一、当該外国投資信託の併合をした日と異なる届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一、当該外国投資信託の併合をした日と異なる届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一、当該外国投資信託の併合後における書類

二、委託者指図型投資信託に類するものの場合は、受託者の同意書又はこれに代わる書類

三、法第五十九条において準用する法第十七条(第二号に係る部分に限る。)の規定による届出書を金融庁長官に提出して行わなければならない。

四、前項の規定による公告をする場合にあっては、当該公告の内容を記載した届出書

五、当該公告の内容を記載した書面

六、当該公告の内容を記載した書面

四、外国投資信託の併合に関する第九十六条第  
三項第一号から第四号までに係る書類に準ず  
る書類

**第九十九条** 法第五十九条において準用する法第  
十一条第一項に規定する外国投資信託約款等の  
変更の内容が重大なものとして内閣府令で定め  
るものは、当該外国投資信託約款等の記載事項  
の変更であつて、当該外国投資信託約款等に係  
る外国投資信託の商品としての基本的な性格を  
変更させることとなるものとする。

(受益者の利益に及ぼす影響が軽微な外国投資  
信託の併合)

法第五十九条において準用する  
法第十七条第一項に規定する外国投資信託の併  
合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものと  
して内閣府令で定めるものは、次に掲げる要件  
の全てに該当する外国投資信託の併合とする。

一、当該併合後の外国投資信託に属することと  
なる財産が当該併合前の外国投資信託約款等  
に記載された外国投資信託の信託財産の運用  
方針に反しないと認められること。

二、当該併合の前後で当該外国投資信託の商品  
としての基本的な性格に相違がないこと。

三、当該外国投資信託の信託財産の純資産額  
が併合をする他の外国投資信託の信託財産の  
純資産額の五倍以上であること。ただし、  
当該外国投資信託の信託財産と当該他の外国  
投資信託の信託財産の内容が実質的に同一で  
あると認められる場合はこの限りでない。

四、前項第三号の純資産額は、当該併合を決定  
した日(当該決定により当該決定をした日と異  
なる日において算定の基準となる時(当該決定  
をした日以後から当該併合の効力が生ずる時の直  
前までの間に限る。)を定めた場合にあつては、  
当該時)において算定する。

(重大な約款の変更等の決定事項)

一、当該外国投資信託の併合において準用する  
法第十六条第二号に規定する  
外国投資信託の併合をいう。以下この章にお  
いて同じ。)に係る各外国投資信託の名称

二、外国投資信託の併合後の外国投資信託の  
名称

三、外国投資信託の併合の内容及び理由

四、前項の届出書には、次に掲げる書類を添付し  
なければならない。

一、当該外国投資信託の併合後における書類

二、委託者指図型投資信託に類するものの場合は、受託者の同意書又はこれに代わる書類

三、法第五十九条において準用する法第十七条  
(第二号に係る部分に限る。)の規定による届出  
書を金融庁長官に提出して行わなければならない。

八、外国投資信託約款等の変更がその効力を生  
ずる日

九、外国投資信託約款等の変更をする理由及び  
変更の理由

一、外国投資信託の併合をしようとする場合  
の内容

二、当該外国投資信託約款等において定める受  
益者の内容に変更があるときは、その内容及  
び変更の理由

三、当該外国投資信託の信託契約の解約がその効  
力を生ずる日

四、前項の届出書には、次に掲げる書類を添付し  
なければならない。

一、委託者指図型投資信託に類するものの場合  
に、受託者の同意書又はこれに代わる書類

二、法第五十九条において準用する法第十七条第五項の  
規定による公告をする場合にあつては、当該  
公告の内容を記載した書面

(外国投資信託の信託契約の解約の決定事項)

一、当該外国投資信託の信託契約の解約をする  
場合は、当該併合を決定した日と異なる日  
において算定の基準となる時(当該決定を  
した日以後から当該併合の効力が生ずる時の直  
前までの間に限る。)を定めた場合にあつては、  
当該時)において算定する。

(重大な約款の変更等の決定事項)

一、当該外国投資信託の信託契約の解約をする  
場合は、当該併合を決定した日と異なる日  
において算定の基準となる時(当該決定を  
した日以後から当該併合の効力が生ずる時の直  
前までの間に限る。)を定めた場合にあつては、  
当該時)において算定する。

(重大な約款の変更等の決定事項)

一、当該外国投資信託の信託契約の解約をする  
場合は、当該併合を決定した日と異なる日  
において算定の基準となる時(当該決定を  
した日以後から当該併合の効力が生ずる時の直  
前までの間に限る。)を定めた場合にあつては、  
当該時)において算定する。

(重大な約款の変更等の決定事項)

一、当該外国投資信託の信託契約の解約をする  
場合は、当該併合を決定した日と異なる日  
において算定の基準となる時(当該決定を  
した日以後から当該併合の効力が生ずる時の直  
前までの間に限る。)を定めた場合にあつては、  
当該時)において算定する。

チ、外国投資信託の併合をする理由  
リ、外国投資信託の併合に関する事項につい  
て受益者の不利益となる事実

**第一百一条** 法第五十九条において準用する法第十  
九条の規定による届出は、次に掲げる事項を記  
載した届出書を金融庁長官に提出して行わなければ  
ならない。

一、外国投資信託の名称

二、外国投資信託の信託契約の解約の理由

三、当該外国投資信託の信託契約の解約がその効  
力を生ずる日

四、前項の届出書には、次に掲げる書類を添付し  
なければならない。

一、委託者指図型投資信託に類するものの場合  
に、受託者の同意書又はこれに代わる書類

二、法第五十九条において準用する法第十七条第一項の  
規定による公告をする場合にあつては、当該  
公告の内容を記載した書面

(外国投資信託の信託契約の解約の決定事項)

一、当該外国投資信託の信託契約の解約をする  
場合は、当該併合を決定した日と異なる日  
において算定の基準となる時(当該決定を  
した日以後から当該併合の効力が生ずる時の直  
前までの間に限る。)を定めた場合にあつては、  
当該時)において算定する。

(重大な約款の変更等の決定事項)

一、当該外国投資信託の信託契約の解約をする  
場合は、当該併合を決定した日と異なる日  
において算定の基準となる時(当該決定を  
した日以後から当該併合の効力が生ずる時の直  
前までの間に限る。)を定めた場合にあつては、  
当該時)において算定する。

(重大な約款の変更等の決定事項)

一、当該外国投資信託の信託契約の解約をする  
場合は、当該併合を決定した日と異なる日  
において算定の基準となる時(当該決定を  
した日以後から当該併合の効力が生ずる時の直  
前までの間に限る。)を定めた場合にあつては、  
当該時)において算定する。

(重大な約款の変更等の決定事項)

一、当該外国投資信託の信託契約の解約をする  
場合は、当該併合を決定した日と異なる日  
において算定の基準となる時(当該決定を  
した日以後から当該併合の効力が生ずる時の直  
前までの間に限る。)を定めた場合にあつては、  
当該時)において算定する。

チ、外国投資信託の信託契約の解約の理由

リ、外国投資信託の信託契約の解約の届出

一、当該外国投資信託の信託契約の解約をする  
場合は、当該併合を決定した日と異なる日  
において算定の基準となる時(当該決定を  
した日以後から当該併合の効力が生ずる時の直  
前までの間に限る。)を定めた場合にあつては、  
当該時)において算定する。

二、当該外国投資信託の信託契約の解約をする  
場合は、当該併合を決定した日と異なる日  
において算定の基準となる時(当該決定を  
した日以後から当該併合の効力が生ずる時の直  
前までの間に限る。)を定めた場合にあつては、  
当該時)において算定する。

三、当該外国投資信託の信託契約の解約をする  
場合は、当該併合を決定した日と異なる日  
において算定の基準となる時(当該決定を  
した日以後から当該併合の効力が生ずる時の直  
前までの間に限る。)を定めた場合にあつては、  
当該時)において算定する。

## 第五章 投資法人

### 第一節 投資法人

#### (電磁的記録)

**第一百三十三条** 法第六十六条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、電子計算機に備えられたフ

イル又は電磁的記録媒体をもつて調製するフ

イルに情報を記録したものとする。

(電子署名)

**第一百四十四条** 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子

署名とする。

一 法第六十六条第二項

二 法第一百五十五条第一項において準用する会社

三 法第三百六十九条第四項

四 法第六百八十二条第三項

五 法第六百三十九条の七において準用する会社

六 法第六百三十九条の七において準用する会社

七 法第三百六十九条第四項

八 法第六百三十九条の七において準用する会社

九 法第六百三十九条の七において準用する会社

十 法第六百三十九条の七において準用する会社

十一 法第六百三十九条の七において準用する会社

十二 法第六百三十九条の七において準用する会社

十三 法第六百三十九条の七において準用する会社

十四 法第六百三十九条の七において準用する会社

十五 法第六百三十九条の七において準用する会社

十六 法第六百三十九条の七において準用する会社

十七 法第六百三十九条の七において準用する会社

十八 法第六百三十九条の七において準用する会社

十九 法第六百三十九条の七において準用する会社

二十 法第六百三十九条の七において準用する会社

二十一 法第六百三十九条の七において準用する会社

二十二 法第六百三十九条の七において準用する会社

二十三 法第六百三十九条の七において準用する会社

二十四 法第六百三十九条の七において準用する会社

二十五 法第六百三十九条の七において準用する会社

二十六 法第六百三十九条の七において準用する会社

二十七 法第六百三十九条の七において準用する会社

二十八 法第六百三十九条の七において準用する会社

二十九 法第六百三十九条の七において準用する会社

三十 法第六百三十九条の七において準用する会社

三十一 法第六百三十九条の七において準用する会社

三十二 法第六百三十九条の七において準用する会社

三十三 法第六百三十九条の七において準用する会社

三十四 法第六百三十九条の七において準用する会社

三十五 法第六百三十九条の七において準用する会社

三十六 法第六百三十九条の七において準用する会社

三十七 法第六百三十九条の七において準用する会社

三十八 法第六百三十九条の七において準用する会社

三十九 法第六百三十九条の七において準用する会社

四十 法第六百三十九条の七において準用する会社

四十一 法第六百三十九条の七において準用する会社

四十二 法第六百三十九条の七において準用する会社

二 法第二条第二項の規定により有価証券とみ

なされる同項各号に掲げる権利を除く。以

下ホにおいて同じ。)に対する投資として

運用すること(有価証券についての同法第

二十八条第八項第六号に規定する有価証券

関連デリバティブ取引を行うことを含む。)

を目的とする場合は、その旨

の資産を主として不動産等資産(不動産、

不動産の賃借権、地上権、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、これら

の資産のみを信託する信託の受益権又は第

二百二十二条の二第一項に規定する法人

(以下「海外不動産保有法人」という。)の

発行済株式(当該発行済株式(当該海外不

動産保有法人が有する自己の株式を除く。)

の総数に第二百二十二条の二第一項に規定する率を乗

じて得た数を超えて取得する当該発行済株

式に限る。)をいう。)に対する投資として

運用することを目的とする場合は、その旨

の組合資産の貸付けを行う場合は、その目

的及び範囲

前項に規定する電子署名とは、電磁的記録

(法第六百九十五条第三項に規定する電磁的記録を

いう。以下この節において同じ。)に記録する

ことができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをい

う。

一 当該情報が当該措置を行つた者の作成に係

るものであることを示すためのものであるこ

と。

二 当該情報について改変が行われていないか

どうかを確認することができるものであるこ

と。

(規約の記載事項の細目)

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト



二 設立企画人の親会社（法人の総株主等の議決権の過半数を保有している株式会社をいう。以下二において同じ。）の役員等当該設立企画人及び当該設立企画人の親会社の名称並びに当該親会社における最終役職名及びその在職期間

三 設立時監督役員及び設立時会計監査人の候補者 氏名又は名称及び住所

（電磁的方法）

四 口 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

五 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを受け取る方法

六 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（投資信託及び投資法人に関する法律施行令に係る電磁的方法）

第一百五十五条 令第五十九条第一項又は第七十九条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち、次に掲げるもの

(1) 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(2) 送信者の使用に係る電子計算機と接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二 ファイルへの記録の方式

(設立時執行役員等による調査の対象事項)

**第一百六十六条** 法第七十三条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第六十七条第一項第十二号、第十三号、第十七号及び第十八号に掲げる金額又は基準が、投資法人の財産の状態に照らし著しく不當である事項

二 投資法人の一般事務受託者として不適當な者を成立時の一般事務受託者とし、当該投資法人の適切な運営及び投資主の保護に欠けることとなるおそれがある事項

三 法第一百九十条第一項第一号に該当する事項  
(招集の決定事項)

**第一百七十七条** 法第七十三条第四項において準用する法第九十条の二第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。一次条第一項の規定により創立総会参考書類(法第七十三条第四項において読み替えて適用する法第九十一条第四項に規定する創立総会参考書類をいう。以下同じ。)に記載すべき事項

二 書面による議決権の行使の期限(創立総会(法第七十三条第三項に規定する創立総会をいう。以下同じ。)の日時以前の時であって、同条第四項において準用する法第九十一条第一項本文の規定による通知を発した日から二週間を経過した日以後の時に限る。)

三 第百十九条第一項第二号の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

四 一 の設立時投資主（法第七十三条第三項に規定する設立時投資主をいう。以下同じ。）が同一の議案につき同条第四項において準用する会社法第七十五条第一項（法第七十三条第四項において準用する法第九十条の二第一項第三号に掲げる事項を定めた場合にあっては、法第七十三条第四項において準用する会社法第七十五条第一項又は第七十六条第一項）の規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときは、おける当該設立時投資主の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項

五 法第七十三条第四項において準用する法第九十条の二第一項第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

イ 電磁的方法（法第七十一条第五項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）による議決権の行使の期限（創立総会の日時以前の時であつて、法第七十三条第四項において準用する法第九十一条第一項本文の規定による通知を発した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）

ロ 法第七十三条第四項において準用する法第九十一条第二項の承諾をした設立時投資主の請求があつた時に当該設立時投資主に対して同条第四項の規定による議決権行使書面（同項に規定する議決権行使書面をいふ。第一百十九条において同じ。）の交付（当該交付に代えて行う法第七十三条第四項において準用する法第九十一条第五項の規定による電磁的方法による提供を含む。）

（創立総会参考書類）

一 議案及び提案の理由

二 百一十八条 法第七十三条第四項において準用する法第九十一条第四項の規定により交付すべき創立総会参考書類に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

三 議案が設立時執行役員の選任に関する議案であるときは、当該設立時執行役員についての第百四十三条に規定する事項

三 議案が設立時監督役員の選任に関する議案であるときは、当該設立時監督役員についての第百四十四条に規定する事項

四 議案が設立時会計監査人の選任に関する議案であるときは、当該設立時会計監査人についての第一百四十五条に規定する事項

五 議案が設立時役員等（設立時執行役員、設立時監督役員及び設立時会計監査人をいう。次条第一項第一号において同じ。）の解任に関する議案であるときは、解任の理由

六 前各号に掲げるもののほか、設立時投資主の議決権の行使について参考となると認める事項

七 第百七十三条第四項において準用する法第九十条の二第一項第三号に掲げる事項を定めた設立企画人が行つた創立総会参考書類の交付（当該交付に代えて行う電磁的方法による提供を含む。）は、法第七十三条第四項において準用する法第九十五条第四項の規定による創立総会参考書類の交付とする。

（議決権行使書面）

八 第百十九条 法第七十三条第四項において準用する法第九十五条第四項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法第七十七条第四項において準用する法第九十五条第六項若しくは第七項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 各議案（次のイ又はロに掲げる場合にあつては、当該イ又はロに定めるもの）についての賛否（棄権の欄を設ける場合にあつては、棄権を含む。）を記載する欄

イ 二以上の設立時役員等の選任に関する議案である場合 各候補者の選任

ロ 二以上の設立時役員等の解任に関する議案である場合 各設立時役員等の解任

九 第百十七条第三号に掲げる事項を定めたときは、前号の欄に記載がない議決権行使書面が設立企画人に提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があつたものとする取扱いの内容

三 第百十七条第四号に掲げる事項を定めたときは、当該事項

四 議決権の行使の期限

イ 議案ごとに当該設立時投資主が行使する

ことができる議決権の数が異なる場合 議案ごとの議決権の数

ロ 一部の議案につき議決権を行使することができない場合 議決権を行使することが

できる議案又は議決権行使することが

きない議案 第百一十七条第五号ロに掲げる事項を定めた場合には、設立企画人は、法第七十三条第四項において準用する法第九十一条第二項の承諾をし

た設立時投資主の請求があつた時に、当該設立時投資主に対して、同条第四項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う同

条第五項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。

（実質的に支配することが可能となる関係）

第一百二十条 法第七十三条第四項において準用す

る会社法第七十二条第一項本文に規定する内閣府令で定める設立時投資主は、成立後の投資法人（当該投資法人の子法人（法第七十七条の二第一項に規定する子法人をいう。以下同じ。）を含む。）が、当該成立後の投資法人の投資主となる設立時投資主である会社等（会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体をいう。以下この条及び第一百六十条第一項において同じ。）の議決権（会社法第三百八条第一項その他これに準ずる同法以外の法令（外国の法令を含む。）の規定により行使することができないとされる議決権を含み、同法第四百二十三条第一項に規定する役員等（会計監査人を除く。）の選任及び定款の変更に関する議案（これらの議案に相当するものを含む。）の全部につき株主総会（これに相当するものを含む。）において議決権を行使することができない株式（これに相当するものを含む。）に係る議決権を除く。）の総数の四分の一以上を有することとなる場合における当該成立後の投資法人の投資主となる設立時投資主である会社等（当該設立時投資主であるもの以外の者が当該創立総会の議案につき議決権を行使することができない場合（当該議案を決議する場合に限る。）における当該設立時投資主を除く。）とする。

（書面による議決権行使の期限）

第一百二十二条 法第七十三条第四項において準用する会社法第七十五条第一項に規定する内閣府令で定める時は、第一百七十七条第二号の行使の期限とする。

（電磁的方法による議決権行使の期限）

第一百二十三条 法第七十三条第四項において準用する会社法第七十八条第一項に規定する内閣府令で定める時は、第一百七十七条第五号イの行使の期限とする。

（設立企画人の説明義務）

第一百二十三条 法第七十三条第四項において準用する会社法第七十八条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 設立時投資主が説明を求めた事項について

説明をするために調査をすることが必要である場合（次に掲げる場合を除く。）

イ 当該設立時投資主が創立総会の日より相

て通知した場合

ロ 当該事項について説明をするために必要

な調査が著しく容易である場合

二 設立時投資主が説明を求めた事項について説明することにより成立後の投資法人その他の者（当該設立時投資主を除く。）の権利を侵害することとなる場合

三 前二項に掲げる場合のほか、設立時投資主が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な事由がある場合

四 前二項に掲げる場合のほか、設立時投資主が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な事由がある場合

（創立総会の議事録）

五百二十二条 法第七十三条第四項において準用する会社法第八十一条第一項の規定による創立総会の議事録の作成については、この条の定め

るところによる。

（創立総会の議事録）

五百二十三条 法第七十五条第七項、第七十七条の二第六項、第八十四条第四項、第八十八条の二第六項、第八十六条、第一百九条第三項、第一百四十九条、第一百六十六条、第一百六十七条、第一百六十八条、第一百六十九条第三項、第一百七十条、第一百七十四条、第一百七十五条、第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十八条、第一百七十九条、第一百八十一条、第一百八十二条、第一百八十三条、第一百八十四条、第一百八十五条、第一百八十六条、第一百八十七条、第一百八十八条、第一百八十九条、第一百九十条、第一百九十二条、第一百九十三条、第一百九十四条、第一百九十五条、第一百九十六条、第一百九十七条、第一百九十八条、第一百九十九条、第一百二十条、第一百二十一条、第一百二十二条、第一百二十三条、第一百二十四条、第一百二十五条、第一百二十六条、第一百二十七条、第一百二十八条、第一百二十九条、第一百三十条、第一百三十一条、第一百三十

一 法第七十三条第四項において準用する会社法第八十二条第一項の規定により創立総会の決議があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項

イ 創立総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

ロ イの事項の提案をした者の氏名又は名称

ハ 創立総会の決議があつたものとみなされた日

イ 創立総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

ロ イの事項の提案をした者の氏名又は名称

ハ 創立総会への報告があつたものとみなさ

れた事項の内容

ロ 創立総会への報告があつたものとみなさ

れた日

ハ 議事録の作成に係る職務を行つた設立企

画人の氏名又は名称

（投資主による責任追及等の訴えの提起の請求方法）

五百二十五条 法第七十五条第七項、第七十七条の二第六項、第八十四条第四項、第八十八条の二第六項、第八十六条、第一百九条第三項、第一百四十九条、第一百六十六条、第一百六十七条、第一百六十八条、第一百六十九条第三項、第一百七十条、第一百七十四条、第一百七十五条、第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十八条、第一百七十九条、第一百八十一条、第一百八十二条、第一百八十三条、第一百八十四条、第一百八十五条、第一百八十六条、第一百八十七条、第一百八十八条、第一百八十九条、第一百九十

二 法第八十三条第四項において準用する会社法第八十三条の規定により創立総会への報告があつたものとみなされた場合 次に掲げる

事項

（創立総会の議事録）

五百二十六条 法第七十五条第七項、第七十七条の二第六項、第八十四条第四項、第八十八条の二第六項、第八十六条、第一百九条第三項、第一百四十九条、第一百六十六条、第一百六十七条、第一百六十八条、第一百六十九条第三項、第一百七十

二 法第七十七条の二第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

（利益の供与に関する責任をとるべき執行役員等）

五百二十七条 法第七十七条の二第四項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

（利益の供与）

五百二十八条 法第七十七条の二第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

（被告となるべき者）

五百二十九条 法第七十五条第七項、第七十七条の二第六項、第八十四条第四項、第八十八条の二第六項、第八十六条、第一百九条第三項、第一百四十九条、第一百六十六条、第一百六十七条、第一百六十八条、第一百六十九条第三項、第一百七十

二 利益の供与（法第七十七条の二第一項に規定する利益の供与をいう。以下この条において同じ。）に関する職務を行つた執行役員

二 利益の供与が役員会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

イ 当該役員会の決議に賛成した執行役員及

び監督役員

ロ 当該役員会に当該利益の供与に関する議案を提案した執行役員

三 利益の供与が投資主総会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

イ 当該投資主総会に当該利益の供与に関する議案を提案した執行役員

ハ 当該投資主総会において当該利益の供与に関する事項について説明をした執行役員及び監督役員

四 項、第五百六十六条、第五百六十七条、第五百六十八条、第五百六十九条第三項、第五百六十七条第二項及び第五百五十四条の七において準用する会社法第八百四十七条第一項の規定による請求に係る訴えについての前条第一号に掲げる者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

二十七項第二項及び第五百五十四条の七において準用する会社法第八百四十七条第一項の規定による請求に係る訴えについての前条第一号に掲げる者の責任又は義務があると判断した

二 第百九十九条第三項及び第五百五十四条の七において準用する会社法第八百四十七条第一項の規定による請求に係る訴えについての前条第一号に掲げる者の責任又は義務があると判断した



一 投資口の分割により投資口の口数に一回に満たない端数が生ずる場合における当該端数の部分の処理の方針に関する事項

二 前号の処理を経て法第八十一条の四第二項第三号に規定する投資主に交付される金銭の取扱いに関する事項

三 前号の金銭を新たに発行する投資口と引換えにする金銭の払込みに充てることにより、同号の投資主に当該新たに発行する投資口を取得させることとするときは、その旨及びその投資口の発行に関する事項

四 その他法第八十一条の四第一項の規定による投資口の分割に関する事項

(投資口の分割の通知)

**第一百三十三条** 法第八十一条の四第三項に規定する内閣府令で定める期間は、当該投資法人の営業期間とし、当該営業期間が六月を超える投資法人にあっては、六月とする。

一 法第八十一条の四第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

二 法第八十一条の四第二項第三号に規定する投資主に対し、前項の期間中になされた投資口の分割により生じた投資口の口数の一口に満たない端数の部分に相当するものとして交付されるべき金銭の額

三 第一号の投資主が前項の期間の末日において保有する投資口の総口数（払込金額の公示の方法）

**第一百三十四条** 法第八十一条第四項の規定による払込金額の公示は、当該払込金額が適用される募集投資口（法第八十二条第一項に規定する募集投資口をいう。以下同じ。）と引換えにする金銭の払込みの期日の前日までに、次の各号のいずれかの方法により行わなければならぬ。

一 国内において時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙への掲載

二 募集投資口を引き受ける者の募集に関する事務を行ふ全ての一般事務受託者の営業所における掲示

2 前項の払込金額の公示は、当該払込金額が適用される募集投資口と引換えにする金銭の払込みの期日を明示してしなければならない。

（申込  
事項）

（十五条）法第八十三条第一項第七号に規定する事項は、次に掲げる事項である。

（一）電子提供措置（法第九十四条第一項において「みをしようとする者に對して通知すべき電子提供措置（法第三百二十五条の二に規定する会社法第三百二十五条の二に規定する電子提供措置をいう。以下同じ。）」を除く。）の規約の定めがあるときは、その規定による電子提供措置をいう。

（二）規約に定められた事項（法第八十三条第一号から第六号まで及び前号に掲げる事項を除く。）であつて、当該投資法人に対し通知する事項

（三）投資法人の資産に属する不動産（以下この項において「投資不動産」という。）に関する事項

（四）地域別、用途別及び賃貸の用又はそれ以外の用の別に区分した投資不動産についての各物件の名称、所在地、用途、面積等の構造、所有権又はそれ以外の権利の別及び価格（規約に定める評価方法及び基準により評価した価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これららに準じて公正と認められる価格をいう。以下この号において同じ。）

（五）価格の評価方法及び評価者の氏名又は名称

（六）担保の内容

（七）不動産の状況（不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項をいう。ホにおいて同じ。）

（八）不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合には、その旨）及び調査者の氏名又は名称

（九）各物件の投資比率（当該物件の価格が全物件の価格の合計額に占める割合をいわゆむを得ない事情により記載できないものにあつては、その旨）

（十）テナントの総数、賃料収入の合計、賃貸面積の合計、賃貸可能面積の合計及び過去五年間の一定の日における稼働率

1

(3) 主要な物件（一体として使用されるい  
ると認められる土地に係る建物又は施設  
であつて、その賃料収入の合計が全ての  
投資不動産に係る賃料収入の合計の百分  
の十以上であるものをいう。）がある場  
合には、当該主要な物件ごとのテナント  
の総数、賃料収入の合計、賃貸面積の合  
計、賃貸可能面積の合計及び過去五年間  
の一定の日における稼働率

イ 当該テナント（当該テナントの賃貸  
面積の合計が全ての投資不動産に係る賃  
貸面積の合計の百分の十以上であるもの  
をいう。）がある場合には、その名称、  
業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、  
契約更改の方法、敷金又は保証金そ  
の他賃貸借契約に関して特記すべき事項  
海外不動産保有法人の発行済株式又は出資  
を有する場合（当該発行済株式又は出資（当  
該海外不動産保有法人が有する自己の株式又  
は出資を除く。）の総数又は総額に第二百二  
十一条に規定する率を乗じて得た数又は額を  
超えて当該発行済株式又は出資を有する場合  
に限る。）には、当該発行済株式又は出資に  
関する次に掲げる事項

ロ 当該海外不動産保有法人に対する投資額  
的、事業内容及び利益の分配方針

ハ 当該投資法人の資産に属する当該海外不  
動産保有法人の株式又は出資の数又は額の  
当該海外不動産保有法人の発行済株式又は  
出資（当該海外不動産保有法人が有する自  
己の株式又は出資を除く。）の総数又は総  
額に対する割合

二 当該海外不動産保有法人が所在する国に  
おける配当に係る規制の内容

前号に規定する場合において海外不動産保  
有法人が有する不動産（以下この号において  
「間接投資不動産」という。）に関する次に掲  
げる事項

イ 地域別、用途別及び賃貸の用又はそれ以  
外の用の別に区分した間接投資不動産につ  
いて、各物件の名称、所在地、所有者、用  
途、面積、構造、所有権又はそれ以外の権  
利の別及び価格（鑑定評価額、公示価格  
路線価、販売公表価格その他これらに準じ  
て公正と認められる価格をいう。以下この  
号において同じ。）

1



ある場合において、当該一般承継を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

四 新投資口予約権取得者が当該投資法人の新投資口予約権を競売により取得した者である場合において、当該競売により取得したことを証する書面その他の資料を提供して請求をしことぎ。

したとき  
前項の規定にかかるらず、新投資口予約権取  
得者が取得した新投資口予約権が証券発行新投  
資口予約権（法第八十九条の五第一項第二号ニ  
記載の規定による証券発行新投資口予約権をい  
う）である場合には、法第八十九条の八第四項にお  
いて準用する会社法第二百六一条第二項に規定す

する内閣府令で定める場合は、新投資口予約権証券を提示して請求をした場合とする。  
(新投資口予約権に係る払込みの仮装に関して  
責任をとるべき執行役員等)

法第八十八条の十七第三項において準用する会社法第二百八十六条の三第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

て準用する会社法第二百八十六条の二第一項  
第二号の払込みをいう。次号において同じ。」  
の仮装に関する職務を行った執行役員  
二 払込みの仮装が役員会の決議に基づいて行  
われたときは、次に掲げる者

（新投資口）約權の行使により投資口に端数が生ずる場合）

監督員会に当該払込みの仮装に関する議案を提案した執行役員

当該役員会に当該払込みの仮装に関する議案を提出した執行役員

監督員会の決議に賛成した執行役員及び監督員

法第八十八条の十九第一号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる額のうちいすれか高い額をもつて同号に規定する投資口の価格とする方法とする。

法第二十七条の二十一の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する公開買付け及びこれに相当する外国の法令に基づく制度をいう。第一百四十四条第一項第二号において同じ。)の対象であるときは、当該行使日における当該公開買付け等に係る契約における当該投資口の価格

(招集の決定事項)

第一百四十条 法第九十条の二第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項(規約に第三号、第五号、第六号及び第八号からハまでに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。)とする。

一 法第九十条の二第一項第一号に規定する投資主総会の場所が過去に開催した投資主総会のいずれの場所とも著しく離れた場所であるとき(次に掲げる場合を除く。)は、その場所を決定した理由

イ 当該場所が規約で定められたものである場合

ロ 当該場所で開催することについて投資主総会に出席しない投資主全員の同意がある場合

二 第百四十二条から第百五十四条までの規定により投資主総会参考書類(法第九十一条第4項に規定する投資主総会参考書類をいう。以下同じ。)に記載すべき事項(第百四十二条の二第三号、第百四十九条第三号及び第四号並びに第百五十条第三号に掲げる事項を除く。)

三 特定の時(投資主総会の日時以前の時であつて、法第九十一条第一項本文の規定により通知を発した日から二週間を経過した日以後の時に限る。)をもつて書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

四 第百五十四条第一項の措置をとることにより投資主に対しても提供する投資主総会参考書類に記載しないものとする事項

五 第百五十五条第一項第二号の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

六 一の投資主が同一の議案につき法第九十二

八 の内容が異なるものであるときにおける当該投資主の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項

七 投資主総会参考書類に記載すべき事項のうち、法第九十四条第一項において準用する会社法第三百二十五条の五第三項の規定による規約の定めに基づき同条第二項の規定により交付する書面（第一百六十二条の四第二号において「電子提供措置事項記載書面」という。）に記載しないものとする事項

八 法第九十条の二第一項第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

イ 特定の時（投資主総会の日時以前の時であつて、法第九十一条第一項本文の規定により通知を発した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）をもつて電磁的方法による議決権の行使の期限とする旨を定めたときは、その特定の時

ロ 法第九十一条第二項の承諾をした投資主の請求があつた時に当該投資主に対して同条第四項の規定による議決権行使書面（同項に規定する議決権行使書面をいう。）及び第一百五十五条において同じ。の交付（当該交付に代えて行う法第九十一条第五項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をすることとするときは、その旨

ハ 電子提供措置をとる旨の規約の定めがある場合において、法第九十一条第二項の承諾をした投資主の請求があつた時に議決権行使書面に記載すべき事項（当該投資主に係る事項に限る。第一百五十五条第三項において同じ。）に係る情報について電子提供措置をとることとするときは、その旨

九 法第九十四条第一項において準用する会社法第三百十条第一項の規定による代理人による議決権の行使について、代理権（代理人の資格を含む。）を証明する方法（代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項を定めるとき（規約に当該事項についての定めがある場合を除く。）は、その事項

十 法第九十四条第一項において準用する会社法第三百十三条第二項の規定による通知の方を定めるとき（規約に当該通知の方法についての定めがある場合を除く。）は、その方

(投資主総会参考書類)

**第一百四十一條** 法第九十一条第四項の規定により交付すべき投資主総会参考書類に記載すべき事

の内容が異なるものであるときにおける当該投資主の議決権の行使の取扱いに関する事項

2 項について、次条から第百五十四条までに定めるところによる。

定めた投資法人が行つた投資主総会参考書類の交付（当該交付に代えて行う電磁的方法による提供を含む。）は、法第九十一条第四項の規定による投資主総会参考書類の交付とする。

3  
による投資主総会の書類の文書とすること  
執行役員は、投資主総会参考書類に記載すべき事項について、招集通知（法第九十一条第一項本文又は第二項の規定による通知をいう。以下この項、次条第五項、第五百四十四条第一項並びに第五百五十五条第四項及び第五項において同じ。）と併せて、前項の投資主総会の開催日までに

し）、を発出した日から投資主総会の前日までの間に修正すべき事情が生じた場合における修正後の事項を投資主に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。  
（投資主総会参考書類の一般的記載事項）

一 議案  
二 提案の理由（議案が執行役員の提出に係る  
ものに限り、投資主総会において一定の事項  
を説明しなければならない議案の場合におけ  
る事項を記載しなければならない。

る当該説明すべき内容を含む。) 三 議案につき法第一百十一条第三項において準用する会社法第三百八十四条の規定により投資主総会に報告すべき調査の結果があるときは、その結果の概要

考書類には、法第九条第三項の規定による  
前項各号に掲げるもののほか、投資主総会に  
定め（以下この項において「みなし賛成の定  
め」という。）をした投資法人の投資主総会に  
提出される議案のうちに相反する趣旨の議案が  
あるときは、当該議案のいずれにもみなし賛成

の定めの適用がない旨を記載しなければならない。  
投資主総会参考書類には、この条から第百五  
十四条までに定めるもののほか、投資主の議決  
権の行使について参考となると認める事項を記

4 載することができる。  
同一の投資主総会に關して投資主に対して提供する投資主総会参考書類に記載すべき事項の

うち、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供する事項がある場合には、これ

らの事項は、投資主に対しても提供する投資主総会参考書類に記載することを要しない。この場合においては、他の書面に記載している事項又

は電磁的方法により提供する事項があることを明らかにしなければならない。

同一の投資主総会において投資主に対して提供する募集通知の内容とすべき事項のある場合に記載している事項がある場合に記載する事項がある場合に記載する事項がある場合には、当該事項は、投資主に対しても提供する事項であるとすることを要しない。

(投資口の併合に関する議案)

**第一百四十二条の二** 執行役員が投資口の併合に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該投資口の併合を行う理由

二 法第八十一条の二第二項において準用する会社法第一百八十条第二項第一号及び第二号に掲げる事項の内容

三 法第九十条の二第一項の決定をした日における第一百三十一条の二第一号及び第二号に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

(執行役員の選任に関する議案)

**第一百四十三条** 執行役員が執行役員の選任に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 候補者の氏名、生年月日及び略歴

二 候補者の有する当該投資法人の投資口の口数

三 候補者が当該投資法人の執行役員に就任した場合において投資法人の計算に関する規則第七十四条第六号に定める重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実があるときは、その事実の概要

四 候補者と投資法人との間に特別の利害関係があるときは、当該投資法人における地位及び担当

五 候補者が現に当該投資法人の執行役員であるときは、当該投資法人との間で補償契約を締結する予定があるときは、その旨

六 就任の承諾を得ていないときは、その旨

七 法第九十九条第二項の規定を適用するときは、その旨

八 候補者と当該投資法人との間で補償契約(法第百十六条の二第一項に規定する補償契約を締結する予定があるときは、その旨)を締結しているときは、当該投資法人との間で補償契約を締結する予定があるときは、その旨

九 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約(法第百十六条の三第一項に規定する

は電磁的方法により提供する事項があることを明らかにしなければならない。

同一の投資主総会において投資主に対しても提供する募集通知の内容とすべき事項のある場合に記載している事項がある場合に記載する事項がある場合には、当該事項は、投資主に対しても提供する事項であるとすることを要しない。

(投資口の併合に関する議案)

**第一百四十二条の二** 執行役員が投資口の併合に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該投資口の併合を行う理由

二 法第八十一条の二第二項において準用する会社法第一百八十条第二項第一号及び第二号に掲げる事項の内容

三 法第九十条の二第一項の決定をした日における第一百三十一条の二第一号及び第二号に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

(執行役員の選任に関する議案)

**第一百四十三条** 執行役員が執行役員の選任に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 候補者の氏名、生年月日及び略歴

二 候補者の有する当該投資法人の投資口の口数

三 候補者が当該投資法人の執行役員に就任した場合において投資法人の計算に関する規則第七十四条第六号に定める重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実があるときは、その事実の概要

四 候補者と投資法人との間に特別の利害関係があるときは、当該投資法人における地位及び担当

五 候補者が現に当該投資法人の執行役員であるときは、当該投資法人との間で補償契約を締結する予定があるときは、その旨

六 就任の承諾を得ていないときは、その旨

七 法第九十九条第二項の規定を適用するときは、その旨

八 候補者と当該投資法人との間で補償契約(法第百十六条の二第一項に規定する補償契約を締結する予定があるときは、その旨)を締結しているときは、当該投資法人との間で補償契約を締結する予定があるときは、その旨

九 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約(法第百十六条の三第一項に規定する

役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるとき又は当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要

前項に規定する場合において、投資法人が他の投資法人の子法人であるときは、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

**第一百四十四条** 執行役員が監督役員の全員の同意によって提出されたものであるときは、その旨を記載しなければならない。

(監督役員の選任に関する議案)

**第一百四十五条** 執行役員が会計監査人の選任に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 候補者が監督役員の全員の同意によって提出されたものであるときは、その旨を記載しなければならない。

二 候補者が過去十年間に当該他の投資法人の役員であつたことを当該投資法人が知つているときは、当該他の投資法人における地位及び担当

三 候補者が監督役員の全員の同意によって提出されたものであるときは、その旨を記載しなければならない。

(会計監査人の選任に関する議案)

**第一百四十五条** 執行役員が会計監査人の選任に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 候補者が公認会計士である場合 その氏名、事務所の所在場所、生年月日及び略歴

ロ 候補者が監査法人である場合 その名称、主たる事務所の所在場所及び沿革

二 就任の承諾を得ていないときは、その旨

三 法第一百七条第一項の規定による会計監査人の意見があるときは、その意見の内容の概要

四 候補者と当該投資法人との間で法第一百五十五条の六第十二項において準用する会社法第四百二十七条第一項の契約を締結しているときは又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要

五 候補者と当該投資法人との間で補償契約を締結しているときは又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

六 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているときは又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

七 当該候補者が現に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項

は、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

前項に規定する場合において、投資法人が他の投資法人の子法人であるときは、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

**第一百四十六条** 執行役員が執行役員の解任に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 執行役員の氏名

(監督役員の解任に関する議案)

**第一百四十七条** 執行役員が監督役員の解任に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 監督役員の氏名

(会計監査人の解任に関する議案)

**第一百四十八条** 執行役員が会計監査人の解任又は不再任に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 解任の理由

二 解任の理由

三 法第一百七条第一項の規定による会計監査人の意見があるときは、その意見の内容の概要

四 候補者と当該投資法人との間で法第一百五十五条の六第十二項において準用する会社法第四百二十七条第一項の契約を締結しているときは又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要

五 候補者と当該投資法人との間で補償契約を締結しているときは又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

六 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているときは又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

七 当該候補者が現に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項

八 当該候補者が過去二年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項

は、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

前項に規定する場合において、投資法人が他の投資法人の子法人であるときは、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

第十一項又は第十二項において読み替えて準用する会社法第四百一十七条第五項において規定する場合を含む。)に規定する承認の決議に関する議案を提出するときは、投資主総会参考書類には、責任を免除し、又は責任を負わないとするされた役員等(法第一百五十五条の六第一項に規定する役員等をいう。第六六十条第一項及び第二百四十四条を除き、以下同じ。)に与える第百六十八条に規定する財産上の利益の内容を記載しなければならない。

一 法第一百五十五条の六第三項に規定する決議に基づき役員等の責任を免除した場合

二 法第一百五十五条の六第七項の規定により定めた規約に基づき役員等の責任を免除した場合

三 法第一百五十五条の六第十二項において読み替えて準用する会社法第四百二十七条第一項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について会計監査人が損害を賠償する責任を負わないとされた場合

(吸收合併契約の承認に関する議案)

**第一百四十九条** 執行役員が吸收合併契約の承認に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該吸收合併(法第一百四十七条第一項に規定する吸收合併をいう。以下同じ。)を行う理由

二 吸收合併契約の内容の概要

三 当該投資法人が吸收合併消滅法人(法第一百四十七条第一項第一号に規定する吸收合併消滅法人をいう。以下同じ。)である場合における法第九十条の二第一項の決定をした日における第一百九十三条第一項各号(第四号及び第五号を除く。)に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

四 当該投資法人が吸收合併存続法人(法第一百四十七条第一項第一号に規定する吸收合併存続法人をいう。以下同じ。)である場合における法第九十条の二第一項の決定をした日における第一百九十四条各号(第四号及び第五号を除く。)に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

(新設合併契約の承認に関する議案)

**第一百五十条** 執行役員が新設合併契約の承認に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

二 当該新設合併（法第百四十八条第一項に規定する新設合併をいう。以下同じ。）を行う理由

二 新設合併契約の内容の概要

三 当該投資法人が新設合併消滅法人（法第四十八条第一項第一号に規定する新設合併消滅法人をいう。以下同じ。）である場合における法第九十九条の二第一項の決定をした日における第一百九十六条各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

四 新設合併設立法人（法第四百四十八条第一項第二号に規定する新設合併設立法人をいう。以下同じ。）の執行役員となる者についての第一百四十三条に規定する事項

五 新設合併設立法人の監督役員となる者についての第一百四十四条に規定する事項

六 新設合併設立法人の会計監査人となる者についての第一百四十五条に規定する事項

（資産運用委託契約の承認に関する議案）

第一百五十二条 執行役員が資産運用会社との資産運用委託契約の承認に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、当該資産運用委託契約を締結しようとする資産運用会社（法第二百七条第三項に規定する承認についての名称）の名称（当該資産運用会社が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）、住所及び沿革並びに当該委託契約書の内容を記載しなければならない。

（資産運用委託契約の解約に関する議案）

第一百五十三条 議案が投資主の提出に係るものである場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項（第三号から第五号までに掲げる事項が投資主総会参考書類にその全部を記載する方が適切でない程度の多数の文字、記号その他のものをもつて構成されている場合（投資法人がその全部を記載することが適切であるものとして定めた分量を超える場合を含む。）にあっては、当該事項の概要を記載しなければならない。

二 議案に対する役員会の意見があるときは、その意見の内容

三 投資主が法第九十四条第一項において準用する会社法第三百五十五条第一項本文の規定による請求に際して提案の理由（当該提案の理由が明らかに虚偽である場合又は専ら人の名譽を侵害し、若しくは侮辱する目的によるものと認められる場合における当該提案の理由を除く。）を投資法人に対して通知したときは、その理由

四 議案が次のイからハまでに掲げる者の選任に関するものである場合において、投資主が法第九十四条第一項において準用する会社法第三百五十五条第一項本文の規定による請求に際して当該イからハまでに定める事項（当該事項が明らかに虚偽である場合における当該事項を除く。）を投資法人に対して通知したときは、その内容

イ 執行役員 第百四十三条に規定する事項

ロ 監督役員 第百四十四条に規定する事項

ハ 会計監査人 第百四十五条に規定する事項

五 議案が投資口の併合に関するものである場合において、投資主が法第九十四条第一項において準用する会社法第三百五十五条第一項本文の規定による請求に際して第百四十二条の二に規定する事項（当該事項が明らかに虚偽である場合における当該事項を除く。）を投資法人に對して通知したときは、その内容

二以上の投資主から同一の趣旨の議案が提出されている場合には、投資主総会参考書類には、その議案及びこれに対する役員会の意見の内容は、各別に記載することを要しない。ただし、二以上の投資主から同一の趣旨の提案が附された旨を記載しなければならない。

二以上の投資主から同一の趣旨の提案の理由が提出されている場合には、投資主総会参考書類には、その提案の理由は、各別に記載することを要しない。

（投資主総会参考書類の記載の特則）

**第一百五十四条** 投資主総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、当該投資主総会に係る招集通知を発出する時から当該投資主総会の日から三月が経過するまでの間、継続して電磁的方法により投資主が提供を受けることができる状態に置く措置（第百

十四条第一項第一号口に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続するごとにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。第三項において同じ。）とする場合には、当該事項は、当該事項を記載した投資主総会参考書類を投資主に対し提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の規約の定めがある場合に限る。

一 議案

二 投資法人の計算に関する規則第七十三条第一項第一号から第二十五号まで、第七十四条第一号から第四号まで（同条第一号及び第四号にあっては、会計監査人に係るものを除く。）、第七十四条の二各号及び第七十五条第一号に掲げる事項を投資主総会参考書類に記載することとしている場合における当該事項

三 次項の規定により投資主総会参考書類に記載すべき事項

四 投資主総会参考書類に記載すべき事項（前三号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることについて監督役員が異議を述べている場合における当該事項

前項の場合には、投資主に対して提供する投資主総会参考書類に、同項の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものを記載しなければならない。

い。  
3 第一項の規定は、同項各号に掲げる事項に係る情報についても、電磁的方法により投資主が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。  
(議決権行使書面)

第百五十五条 法第九十一条第四項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は同条第六項若しくは第七項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 各議案（次のイからハまでに掲げる場合にあつては、当該イからハまでに定めるもの）についての賛否（棄権の欄を設ける場合にあつては、棄権を含む。）を記載する欄である場合、各役員等の選任による場合、各候補者の選任による場合、各役員等の解任による場合、各役員等の解任ハ二以上の役員等の選任に関する議案である場合、会計監査人の不再任に関する議案である場合、各会計監査人の不再任二 第百四十五条に掲げる事項についての定めがあるときは、前号の欄に記載がない議決権行使書面が当該投資法人に提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があつたものとする。三 第百四十六条号に掲げる事項についての定めがあるときは、当該事項四 議決権の行使の期限四 議決権を行使すべき投資主の氏名又は名称及び行使することができる議決権の数（次イ又はロに掲げる場合にあつては、当該イ又はロに定める事項を含む。）五 議決権を行使すべき投資主が行使することができる議決権の数が異なる場合、議案ごとの議決権の数一部の議案につき議決権を行使することができるない場合、議決権を行使することができる議案又は議決権を行使することができない議案二 第百四十八条第八号ロに掲げる事項についての定めがある場合には、投資法人は、法第九十一条第二項の承諾をした投資主の請求があつた時に、当該投資主に対し、同条第四項の規定による議決権行使書面の交付、当該交付に代えて行う同条第五項の規定による電磁的方法による提供を含む）をしなければならない。三 第百四十八条第八号ハに掲げる事項についての定めがある場合には、投資法人は、法第九十一条第二項の承諾をした投資主の請求があつた時に、当該投資主に対し、同条第四項の規定による議決権行使書面の交付、当該交付に代えて行う同条第五項の規定による電磁的方法による提供を含む）をしなければならない。四 第百四十九条第一項において準用する会社法（実質的に支配することが可能となる関係）二 法第三百六十六条第七項第一項において準用する会社法第三百五十八条第七項

5 第百五十六条 法第九十二条第一項に規定する内閣府令で定める時は、投資主総会の日時の直前の営業時間の終了時（第一百四十三条号に掲げる事項についての定めがある場合は、同号の特定の時）とする。（電磁的方法による議決権行使の期限）  
第六百五十七条 法第九十二条の二第一項に規定する内閣府令で定める時は、投資主総会の日時の直前の営業時間の終了時（第一百四十八条第八号イに掲げる事項についての定めがある場合は、同号の特定の時）とする。（書面による議決権行使の期限）  
第六百五十八条 法第三十六条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十六条第一項に規定する電磁的記録媒体（電磁的記録に限る。）及び次に掲げる規定により電磁的記録の提供を受ける者が定める電磁的記録とする。  
一 法第九十四条第一項において準用する会社法（検査役による電磁的記録に記録された事項の提供）二 法第三百五十八条第二項において準用する会社法（検査役による電磁的記録に記録された事項の提供）三 第百五十九条 次に掲げる規定（以下この条において「検査役提供規定」という。）に規定する内閣府令で定める方法は、電磁的方法のうち、検査役提供規定により当該検査役提供規定の電磁的記録に記録された事項の提供を受ける者が定めるものとする。

4 第百五十九条第一項において準用する会社法（実質的に支配することが可能となる関係）二 法第三百六十六条第七項第一項において準用する会社法第三百五十八条第七項  
五百九十九条 第百五十九条第一項において「検査役提供規定」という。に規定する内閣府令で定める方法は、電磁的方法のうち、検査役提供規定により当該検査役提供規定の電磁的記録に記録された事項の提供を受ける者が定めるものとする。

5 第百六十一条 法第九十四条第一項において準用する会社法第三百八十八条第一項（ただし書を除く。）

一 法第九十四条第一項において準用する会社法（実質的に支配することが可能となる関係）二 法第三百六十六条第七項第一項において準用する会社法第三百五十八条第七項

二 法第三百五十八条第七項

三 次に掲げる規定により投資主総会において実質的に支配される場合にあつては、その日までに当該投資法人が当該日後日の日を定めた場合にあつては、その日から当該投資主総会の日までの間に生じた事項（当該投資法人が前項の増加又は減少の事実を知つたことを含む。）を勘案して、対象議決権数を算定することができる。（執行役員等の説明義務）  
一 投資主が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（次に掲げる場合を除く。）  
イ 当該投資主が投資主総会の日より相当の期間前に当該事項を投資法人に対して通知した場合  
ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合  
二 投資主が説明を求めた事項について説明をすることにより投資法人その他の者（当該投資主を除く。）の権利を侵害することとなる場合  
三 投資主が当該投資主総会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合  
四 前三号に掲げる場合のほか、投資主が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合



合計額を一年当たりの額に換算した額)のうち最も高い額

イ 法第百十五条の六第三項の投資主総会の決議を行った場合 当該投資主総会の決議の日

ロ 法第百十五条の六第七項の規定による規約の定めに基づいて責任を免除する旨の役員会の決議を行った場合 当該役員会の決議の日

ハ 法第百十五条の六第十二項において準用する会社法第四百二十七条第一項の契約を締結した場合 責任の原因となる事実が生じた日(二以上の日がある場合にあっては、最も遅い日)

二 イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ 当該役員等が当該投資法人から受けた退職慰労金及びその性質を有する財産上の利益の額

ロ 当該役員等がその職に就いていた年数(当該役員等が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあっては、当該数)

(1) 執行役員又は監督役員 四

(2) 会計監査人 二

(責任の免除の決議後に受けた退職慰労金等)

**第一百六十八条** 法第百十五条の六第六項(同条第十一項において準用する場合及び同条第十二項において準用する会社法第四百二十七条第五項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める財産上の利益とは、退職慰労金及びその性質を有する財産上の利益とする。

(役員等賠償責任保険契約から除かれるもの)

**第一百六十九条** 法第百十六条の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 被保険者に保険者との間で保険契約を締結する投資法人を含む保険契約であつて、当該投資法人がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該投資法人に生ずることのある損害を保険者が填補することを主たる目的として締結されるもの

二 役員等が第二に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求も

を受けることによつて当該役員等に生ずることのある損害(役員等がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠つたことによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けること又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該役員等に生ずることのある損害を除く。)を保険者が填補することを目的として締結されるもの(投資法人のその他一般事務)

ハ 法第百十七条第一号に掲げる事務(新投資口予約権無償割当て(法第八十八条の十三に規定する新投資口予約権無償割当てをいう。)に関する事務を除く。)を委託する契約においては、次に掲げる事項を定めなければならぬ。

一 当該事務を受託する一般事務受託者は、顧客の知識、経験、財産の状況及び投資口又は投資法人債を引き受けの申込みの勧誘を行つて、投資口又は投資法人債の引受けの申込みの勧誘を行つべき旨

二 当該事務を受託する一般事務受託者は、投資法人債の引受けの申込みの勧誘を行うに当たり、顧客に対し、次に掲げる事項について説明する義務を負う旨

イ 法第七十一条各号、第八十三条第一項各号又は第三十九条の四第一項各号において読み替えて準用する場合を含む。)に有すべき権利

ハ 投資主又は投資法人債権者(法第三十九条の三第一項第七号に規定する投資法人債権者をいう。以下同じ。)となつた場合に掲げる事項の内容

八 納税に関する事務

九条の三又は法第一百七十二条第二号(投資主名簿に係るものに限る。)若しくは第四号に掲げる事務を委託する一般事務受託者に係る事務の委託の内容に変更があったときは、その変更の内容(新たな一般事務受託者にこれらの事務を委託したときは、その者の氏名又は名称及び住所並びにその者に委託する事務の内容を含む。)に記載されたとときは、その者の氏名又は名称及び住所並びにその者に委託する事務の内容を含む。)に記載されたとときは、次に掲げる者と同一の者(違法な払戻しに関する事務を含む。)に係る事務の委託の内容に変更があったときは、この限りでない。

五号の三又は法第一百七十二条第二号(投資主名簿に係るものに限る。)若しくは第四号に掲げる事務を委託する一般事務受託者に係る事務の委託の内容に変更があったときは、その変更の内容(新たな一般事務受託者にこれらの事務を委託したときは、その者の氏名又は名称及び住所並びにその者に委託する事務の内容を含む。)に記載されたとときは、次に掲げる者と同一の者(違法な払戻しに関する事務を含む。)に係る事務の委託の内容に変更があったときは、この限りでない。

四 投資法人は、第二項第四号若しくは第五号又は法第一百七十二条第二号(投資主名簿に係るものに限る。)若しくは第四号に掲げる事務を委託する一般事務受託者に係る事務の委託の内容に変更があったときは、その変更の内容(新たな一般事務受託者にこれらの事務を委託したときは、その者の氏名又は名称及び住所並びにその者に委託する事務の内容を含む。)を当該投資法人は、第二項第四号若しくは第五号又は法第一百七十二条第二号(投資主名簿に係るものに限る。)若しくは第四号に掲げる事務を委託する一般事務受託者に係る事務の委託の内容に変更があったときは、その変更の内容(新たな一般事務受託者にこれらの事務を委託したときは、その者の氏名又は名称及び住所並びにその者に委託する事務の内容を含む。)を当該投資法人は、第二項第五号の二又は法第一百七十二条第二号(新投資口予約権原簿に係るものに准用する会社法第六百八十一号第一号に規定する種類をいう。)の投資法人債権者に通知しなければならない。

五 の二 法第一百七十二条第二号及び第四号に掲げるもののほか、投資主の権利行使に関する事務

四 投資法人債権者に対する利息又は償還金の支払に関する事務

五 前号並びに法第一百七十二条第二号及び第四号に掲げるもののほか、投資法人債権者の権利行使に関する請求その他の新投資口予約権者からの申出の受付に関する事務

六 会計帳簿の作成に関する事務

七 納税に関する事務

八 その他金融庁長官が定める事務

九条の三又は法第一百七十二条第二号(投資主名簿に係るものに限る。)若しくは第四号に掲げる事務を委託する一般事務受託者に係る事務の委託の内容に変更があったときは、その変更の内容(新たな一般事務受託者にこれらの事務を委託したときは、その者の氏名又は名称及び住所並びにその者に委託する事務の内容を含む。)に記載されたとときは、次に掲げる者と同一の者(違法な払戻しに関する事務を含む。)に係る事務の委託の内容に変更があったときは、この限りでない。

五号の三又は法第一百七十二条第二号(投資主名簿に係るものに限る。)若しくは第四号に掲げる事務を委託する一般事務受託者に係る事務の委託の内容に変更があったときは、その変更の内容(新たな一般事務受託者にこれらの事務を委託したときは、その者の氏名又は名称及び住所並びにその者に委託する事務の内容を含む。)に記載されたとときは、次に掲げる者と同一の者(違法な払戻しに関する事務を含む。)に係る事務の委託の内容に変更があったときは、この限りでない。

四 投資法人は、第二項第四号若しくは第五号又は法第一百七十二条第二号(投資主名簿に係るものに限る。)若しくは第四号に掲げる事務を委託する一般事務受託者に係る事務の委託の内容に変更があったときは、その変更の内容(新たな一般事務受託者にこれらの事務を委託したときは、その者の氏名又は名称及び住所並びにその者に委託する事務の内容を含む。)を当該投資法人は、第二項第五号の二又は法第一百七十二条第二号(新投資口予約権原簿に係るものに准用する会社法第六百八十一号第一号に規定する種類をいう。)の投資法人債権者に通知しなければならない。

五 の二 法第一百七十二条第二号及び第四号に掲げるもののほか、投資主の権利行使に関する事務

四 投資法人債権者に対する利息又は償還金の支払に関する事務

五 前号並びに法第一百七十二条第二号及び第四号に掲げるもののほか、投資法人債権者の権利行使に関する請求その他の新投資口予約権者からの申出の受付に関する事務

六 会計帳簿の作成に関する事務

七 納税に関する事務

八 その他金融庁長官が定める事務

九条の三又は法第一百七十二条第二号(投資主名簿に係るものに限る。)若しくは第四号に掲げる事務を委託する一般事務受託者に係る事務の委託の内容に変更があったときは、その変更の内容(新たな一般事務受託者にこれらの事務を委託したときは、その者の氏名又は名称及び住所並びにその者に委託する事務の内容を含む。)に記載されたとときは、次に掲げる者と同一の者(違法な払戻しに関する事務を含む。)に係る事務の委託の内容に変更があったときは、この限りでない。

五号の三又は法第一百七十二条第二号(投資主名簿に係るものに限る。)若しくは第四号に掲げる事務を委託する一般事務受託者に係る事務の委託の内容に変更があったときは、その変更の内容(新たな一般事務受託者にこれらの事務を委託したときは、その者の氏名又は名称及び住所並びにその者に委託する事務の内容を含む。)に記載されたとときは、次に掲げる者と同一の者(違法な払戻しに関する事務を含む。)に係る事務の委託の内容に変更があったときは、この限りでない。

四 投資法人は、第二項第四号若しくは第五号又は法第一百七十二条第二号(投資主名簿に係るものに限る。)若しくは第四号に掲げる事務を委託する一般事務受託者に係る事務の委託の内容に変更があったときは、その変更の内容(新たな一般事務受託者にこれらの事務を委託したときは、その者の氏名又は名称及び住所並びにその者に委託する事務の内容を含む。)を当該投資法人は、第二項第五号の二又は法第一百七十二条第二号(新投資口予約権原簿に係るものに准用する会社法第六百八十一号第一号に規定する種類をいう。)の投資法人債権者に通知しなければならない。





項において準用する会社法第七百二十条第二項の承諾をした投資法人債権者の請求があった時に、当該投資法人債権者に対して、法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。

3 同一の投資法人債権者集会に関して投資法人債権者に対して提供する議決権行使書面に記載すべき事項（第一項第二号から第四号までに掲げる事項に限る。）のうち、招集通知の内容としている事項がある場合には、当該事項は、投資法人債権者に対する提供する招集通知の内容とすべき事項のうち、議決権行使書面に記載している事項がある場合には、当該事項は、投資法人債権者に対して提供する招集通知の内容とすることを要しない。

4 同一の投資法人債権者集会に関して投資法人債権者に対する提供する招集通知の内容とすべき事項のうち、議決権行使書面に記載している事項が、投資法人債権者集会の議事録に記載することを要しない。

（書面による議決権行使の期限）

**第五百八十九条** 法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十六条第二項に規定する内閣府令で定める時は、**第一百八十六条第二号**の行使の期限とする。

（電磁的方法による議決権行使の期限）

**第五百九十条** 法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十七条第一項に規定する内閣府令で定める時は、**第一百八十六条第五号**の行使の期限とする。

（投資法人債権者集会の議事録）

**第五百九十二条** 法第百三十九条の十三第一号イに規定する内閣府令で定める目的は、次に掲げるものとする。

一 特定資産（令第九十八条の二各号に掲げる資産に限る。次項第一号において同じ。）の取得に必要な資金の調達

二 次に掲げる不動産の修繕（事故、災害その他の事由により緊急に必要となつたものに限り、）に必要な資金の調達

三 令第一項各号に掲げる日、いづれか早い日をみなしめた日

（短期投資法人債の発行の要件）

**第五百九十二条** 法第百三十九条の十三第一号イに規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

一 いづれかの特定短期投資法人債（発行を予定する短期投資法人債の発行により調達した資金をもつて償還が行われる短期投資法人債をいう。以下本条において同じ。）が第一項第一号から第三号までに掲げる目的により発行された場合であつて、発行を予定する短期投資法人債の元本の償還について、当該特定短期投資法人債の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあること。

二 いづれかの特定短期投資法人債が第一項第四号に掲げる目的により発行された場合であつて、発行を予定する短期投資法人債の元本の償還について、当該特定短期投資法人債の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあること。

（投資法人債権者集会の議事録）

**第五百九十三条** 法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百三十一條第一項の規定による投資法人債権者集会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 投資法人債権者集会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

3 投資法人債権者集会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 投資法人債権者集会が開催された日時及びその結果

二 投資法人債権者集会の議事の経過の要領及びその結果

三 法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十九条第一項の規定により投資法人債権者集会において述べられた意見があるときは、その意見の内容の概要

四 四 投資法人債権者集会に出席した投資法人債権者に対する議決権行使書面に記載すべき事項（代理人の氏名）

五 投資法人債権者集会に出席した投資法人債権者の代表者若しくは代理人の氏名又は投管者の代表者若しくは代理人の氏名又は投資法人債権補助者若しくはその代表者若しくは代理人の氏名

六 投資法人債権者集会の議長が存するときは、議長の氏名

七 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名又は名称

（会社法第七百三十五条の二第一項の規定により投資法人債権者集会の決議があつたものとみなされた場合には、投資法人債権者集会の議事録には、次に掲げる事項を内容とするものとする。）

一 投資法人債権者集会の決議があつたものとみなされた事項の内容

二 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

三 投資法人債権者集会の決議があつたものとみなされた日

四 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名又は名称

（短期投資法人債の発行の要件）

**第五百九十二条** 法第百三十九条の十三第一号イに規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

一 特定資産（令第九十八条の二各号に掲げる資産に限る。次項第一号において同じ。）の取得に必要な資金の調達

二 次に掲げる不動産の修繕（事故、災害その他の事由により緊急に必要となつたものに限り、）に必要な資金の調達

三 令第一項各号に掲げる日、いづれか早い日をみなしめた日

（書面による議決権行使の期限）

**第五百八十九条** 法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十六条第二項に規定する内閣府令で定める時は、**第一百八十六条第二号**の行使の期限とする。

（電磁的方法による議決権行使の期限）

**第五百九十条** 法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十七条第一項に規定する内閣府令で定める時は、**第一百八十六条第五号**の行使の期限とする。

（投資法人債権者集会の議事録）

**第五百九十二条** 法第百三十九条の十三第一号イに規定する内閣府令で定める目的により短期投資法人債を発行する場合には、同号の不動産の修繕に係る契約を締結し、又は当該契約の締結の見込みが確実であること。

二 前項第二号の目的により短期投資法人債を発行する場合には、同号の不動産の修繕に係る契約を締結し、又は当該契約の締結の見込みが確実であること。

三 前項第三号の目的により短期投資法人債を発行する場合には、賃貸借契約の終了の見込みが確実であること。

四 前項第四号の目的により短期投資法人債を発行する場合には、元本の償還について、当該短期投資法人債の総額の払込みのあつた日から六月末満の日とする確定期限の定めがあること。

（短期投資法人債の発行の要件）

**第五百九十二条** 法第百三十九条の十三第一号イに規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

一 いづれかの特定短期投資法人債（発行を予定する短期投資法人債の発行により調達した資金をもつて償還が行われる短期投資法人債をいう。以下本条において同じ。）が第一項第一号から第三号までに掲げる目的により発行された場合であつて、発行を予定する短期投資法人債の元本の償還について、当該特定短期投資法人債の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあること。

二 いづれかの特定短期投資法人債が第一項第四号に掲げる目的により発行された場合であつて、海外不動産保有法人の発行済株式を有する場合（当該発行済株式（当該海外不動産保有法人が有する自己的株式を除く。）の総数に第二百二十一條に規定する率を乗じて得た数を超えて当該発行済株式を有する場合に限る。）において当該海外不動産保有法人が有する不動産

三 前号イ又はロに掲げる不動産の賃借人に対する敷金又は保証金の返還に必要な資金の支拂いがあるときは、その旨

三 合併対価として金額を選択した場合は、その理由

（吸収合併消滅法人の事前開示事項）

**第五百九十三条** 法第百四十九条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 合併対価の相当性に関する事項

二 合併対価について参考となるべき事項

二の二 吸収合併に係る新投資口予約権の定めの相当性に関する事項

三 計算書類等に関する事項

四 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続法人の債務（法第百四十九条の四に規定する事項）

五 吸収合併存続法人の債務（法第百四十九条第一項各号に掲げる日、いづれか早い日をみなしめた日）に付する債務（法第百四十九条の四に規定する事項）

六 合併対価の相当性に関する事項

（参考となるべき事項）とは、次に掲げる事項その他これに準ずる事項（法第百四十九条第一項に規定する書面又は電磁的記録にこれら的事項



人から承継する債務を除く。)の履行の見込みに関する事項

五 新設合併契約等備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

(新設合併設立法人の作成事項)

第一百九十七条 法第百四十九条の十六第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 新設合併が効力を生じた日

二 法第百四十九条の十三及び第百四十九条の十四の二の規定並びに法第百四十九条の十四において準用する法第百四十九条の四の規定による手続の経過

三 法第百五十条において準用する会社法第八百五条の二の規定による請求に係る手続の経過

四 新設合併により新設合併設立法人が新設合併消滅法人から承継した重要な権利義務に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

六 法第百四十九条の十六第二項に規定する内閣府令で定める事項は、法第百四十九条の十一第一項の規定により新設合併消滅法人が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項(新設合併契約の内容を除く。)とする。

(投資口の端数処理の方法)

第一百九十八条 法第百四十九条の十七第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる投資口の区分に応じ、当該各号に定める方

一 その投資証券が金融商品取引所に上場されている有価証券である投資口 取引所金融商品市場において行う取引による売却

二 その投資証券が店頭売買有価証券である投資口 店頭売買有価証券市場において行う取引による売却

三 前二号に掲げる投資口以外の投資口 当該投資口を発行する投資法人の純資産の額に照らして公正妥当な金額による売却

(清算監督人の職務遂行に支障を來すおそれのある者)

第二百条 法第百五十一条第六項において準用する法第百条第六号に規定する清算監督人の職務

の遂行に支障を來すおそれがある者として内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 第百六十四条各号に掲げる者

二 当該清算投資法人の清算執行人の親族

三 当該清算投資法人の設立企画人、設立企画人たる法人の役員(過去二年以内に役員であった者を含む)、執行役員及び清算執行人が総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している法人の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であつたもの(法第百五十五条第六項において準用する法第百条第三号に該当する者を除く。)

四 当該清算投資法人の清算執行人から継続的な報酬を受けている者

五 当該清算投資法人の清算執行人から無償又は通常の取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別の経済的利益の供与を受けている者

六 当該清算投資法人の設立企画人たる法人の役員又は過去二年以内に役員であった者、執行役員及び清算執行人が、その取締役、執行役若しくはその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めている法人の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であつたもの

七 当該清算投資法人の清算執行人が、その役員であり若しくは過去二年以内に役員であつた法人若しくはその子会社の役員若しくは使用者又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であつたもの(前号又は法第百五十五条第六項において準用する法第百条第三号に該当する者を除く。)

八 当該清算投資法人の発行する投資法人債を引き受ける者の募集の委託を受けた金融商品取引業者等、金融商品仲介業者若しくは金融サービス仲介業者若しくはこれらの子会社の役員若しくは使用人若しくは個人である金融商品仲介業者若しくは金融サービス仲介業者又はこれららの者のうちの一若しくは二以上であつたもの

九 第三号から前号までのいづれかに該当する者の配偶者

(清算執行人等の報酬の額の決定)

第二百一条 管轄財務局長等(投資法人の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡市内閣府令で定める方法は、次に掲げる額のうち

福岡財務支局長)をいう。以下同じ。)は、同一の清算監督人の調査の対象

一 法第百五十八条第三項において準用する会社法第五百五十五条第一項第一号の期間の末日における最終の価格(当該行使期限日に売買取引がない場合又は当該行使期限日が当該市場の休業日に当たる場合には、その後最初になされた売買取引の成立価格)

二 行使期限日において当該残余財産が公開買付け等の対象であるときは、当該行使期限日ににおける当該公開買付け等に係る契約における当該残余財産の価格

三 法第百五十八条第三項において準用する会社法第五百六条の規定により法第百五十八条第三項において準用する会社法第五百五十五条第三項後段の規定の例によることとされる場合における前項第一号の規定の適用については、同号中「法第百五十八条第三項において準用する会社法第五百五十五条第一項第一号の期間の末日」とあるのは、「残余財産の分配をする日」とする。

(清算人会の議事録)

第二百三条 法第百五十四条の三第二項において準用する会社法第三百六十九条第三項の規定による清算人会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

二 清算人会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

三 清算人会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 清算人会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない清算執行人、清算監督人又は会計監査人が清算人会に出席をした場合における当該出席の方針を含む。)

二 清算人会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

イ 法第百五十四条の三第二項において準用する法第百五十三条第二項の規定による清算執行人の請求を受けて招集されたもの

ロ 法第百五十四条の三第二項において準用する法第百五十三条第三項の規定による清算監督人の請求を受けて招集されたもの

ハ 法第百五十四条の三第二項において準用する法第百五十三条第四項の規定により清算執行人又は清算監督人が招集したもの

四 清算人会の議事の経過の要領及びその結果決議を要する事項について特別の利害関係執行人又は清算監督人があるときは、その氏名

五 清算人会に出席した会計監査人の氏名又は名称

(債権者集会の招集の決定事項)

第二百六条 法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百四十八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 次条の規定により債権者集会参考書類(法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百五十五条第一項に規定する債権者集会参考書類をいう。以下同じ。)に記載すべき事項(次条第一項第一号に掲げる事項を除く。)

二 書面による議決権の行使の期限(債権者集会(法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百五十五条第一項に規定する債権者集会参考書類をいう。以下同じ。)に記載すべき事項(次条第一項第一号に掲げる事項を除く。))の日以前の時であつて、同項において準用する会社法第五百四十九条第一項の規定による通知を発した日から二週間を経過した日以後の時に限る。)

いづれか高い額をもつて同号に規定する残余財産の価格とする方法とする。

一 法第百五十八条第三項において準用する会社法第五百五十五条第一項第一号の期間の末日における最終の価格(当該行使期限日に売買取引がない場合又は当該行使期限日が当該市場の休業日に当たる場合には、その後最初になされた売買取引の成立価格)

二 行使期限日において当該残余財産が公開買付け等の対象であるときは、当該行使期限日ににおける当該公開買付け等に係る契約における当該残余財産の価格

三 法第百五十六条の規定により法第百五十八条第三項において準用する会社法第五百五十五条第三項後段の規定の例によることとされる場合における前項第一号の規定の適用については、同号中「法第百五十八条第三項において準用する会社法第五百五十五条第一項第一号の期間の末日」とあるのは、「残余財産の分配をする日」とする。

(清算監督人の調査の対象)

第二百二条 法第百五十四条の二第二項において準用する会社法第三百八十四条に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録その他の資料とする。

(清算監督人の調査の対象)

一 法第百五十八条第三項において準用する会社法第五百五十五条第一項第一号の期間の末日における最終の価格(当該行使期限日に売買取引がない場合又は当該行使期限日が当該市場の休業日に当たる場合には、その後最初になされた売買取引の成立価格)

二 行使期限日において当該残余財産が公開買付け等の対象であるときは、当該行使期限日ににおける当該公開買付け等に係る契約における当該残余財産の価格

三 法第百五十六条の規定により法第百五十八条第三項において準用する会社法第五百五十五条第三項後段の規定の例によることとされる場合における前項第一号の規定の適用については、同号中「法第百五十八条第三項において準用する会社法第五百五十五条第一項第一号の期間の末日」とあるのは、「残余財産の分配をする日」とする。

(清算監督人の調査の対象)

第二百三条 法第百五十四条の三第二項において準用する会社法第三百六十九条第三項の規定による清算人会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

二 清算人会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

三 清算人会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 清算人会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない清算執行人、清算監督人又は会計監査人が清算人会に出席をした場合における当該出席の方針を含む。)

二 清算人会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

イ 法第百五十四条の三第二項において準用する法第百五十三条第二項の規定による清算執行人の請求を受けて招集されたもの

ロ 法第百五十四条の三第二項において準用する法第百五十三条第三項の規定による清算監督人の請求を受けて招集されたもの

ハ 法第百五十四条の三第二項において準用する法第百五十三条第四項の規定により清算執行人又は清算監督人が招集したもの

四 清算人会の議事の経過の要領及びその結果決議を要する事項について特別の利害関係執行人又は清算監督人があるときは、その氏名

五 清算人会に出席した会計監査人の氏名又は名称

(債権者集会の招集の決定事項)

第二百六条 法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百四十八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 次条の規定により債権者集会参考書類(法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百五十五条第一項に規定する債権者集会参考書類をいう。以下同じ。)に記載すべき事項(次条第一項第一号に掲げる事項を除く。)

二 書面による議決権の行使の期限(債権者集会(法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百五十五条第一項に規定する債権者集会参考書類をいう。以下同じ。)に記載すべき事項(次条第一項第一号に掲げる事項を除く。))の日以前の時であつて、同項において準用する会社法第五百四十九条第一項の規定による通知を発した日から二週間を経過した日以後の時に限る。)

(清算執行人等の報酬の額の決定)

第二百一条 管轄財務局長等(投資法人の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡市内閣府令で定める方法は、次に掲げる額のうち

三 一の協定債権者（法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百七十七条第一項に規定する協定債権者をいう。以下同じ。）が同一の議案につき法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百五十六条第一項（法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百五十六条第一項第一項又は第五百四十八条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合にあっては、法第百六十四条第一項において準用する会社法第五百五十六条第一項において準用する会社法第五百五十七条第一項（法第百六十四条第一項又は第五百五十七条第一項）の規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときはにおける当該協定債権者の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項。

四 第二百八条第一項第三号の取扱いを定めるときには、その取扱いの内容

五 法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百四十八条第一項第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項を定めたときには、その取扱いの内容

イ 電磁的方法による議決権の行使の期限（債権者集会の日時以前の時であつて、法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百四十九条第一項の規定による通知を発した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）

ロ 法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百四十九条第二項の承諾をした会社法第五百四十九条第二項の承諾をした協定債権者の請求があつた時に当該協定債権者に対して法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百五十条第一項の規定による通知による議決権行使書面（同項に規定する会社法第五百五十条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をすることとするときは、その旨

（債権者集会参考書類）

第二百七条 債権者集会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該債権者集会参考書類の交付を受けるべき協定債権者が有する協定債権（法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百五十五条第三項に規定する協定債権をいう。）について法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百四十八条第二項又は第三項の規定により定められた事項

二 債権者集会参考書類には、前項に定めるものほか、協定債権者の議決権の行使について参考となると認める事項を記載することができる。

三 同一の債権者集会に関して協定債権者に対し提供する債権者集会参考書類に記載すべき事項（第一項第二号に掲げる事項に限る。）のうち、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供している事項がある場合には、この事項を要しない。

四 同一の債権者集会に関して協定債権者に対し提供する債権者集会参考書類に記載する事項（第一項第二号に掲げる事項に限る。）のうち、他の書面に記載している事項がある場合には、この事項を要しない。

五 同一の債権者集会に關して協定債権者に対し提供する債権者集会参考書類に記載すべき事項（第一項第二号に掲げる事項に限る。）のうち、他の書面に記載している事項がある場合には、この事項を要しない。

六 同一の債権者集会に關して協定債権者に対し提供する債権者集会参考書類に記載すべき事項（第一項第二号に掲げる事項に限る。）のうち、他の書面に記載している事項がある場合には、この事項を要しない。

七 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名又は名称

2 第二百六条第五号ロに掲げる事項を定めた場合には、招集者は、法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百四十九条第二項の承諾をした協定債権者に対して、法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百五十条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に付して行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。

3 同一の債権者集会に關して協定債権者に対し提供する債権者集会参考書類に記載すべき事項（第一項第二号に掲げる事項に限る。）のうち、他の書面に記載している事項がある場合には、この事項を要しない。

4 同一の債権者集会に關して協定債権者に対し提供する債権者集会参考書類に記載すべき事項（第一項第二号に掲げる事項に限る。）のうち、他の書面に記載している事項がある場合には、この事項を要しない。

5 同一の債権者集会に關して協定債権者に対し提供する債権者集会参考書類に記載すべき事項（第一項第二号に掲げる事項に限る。）のうち、他の書面に記載している事項がある場合には、この事項を要しない。

6 同一の債権者集会の議長が存するときは、議長の氏名

2 第二百六条第五号ロに掲げる事項を定めた場合には、招集者は、法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百五十条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に付して行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。

3 同一の債権者集会に關して協定債権者に対し提供する債権者集会参考書類に記載すべき事項（第一項第二号に掲げる事項に限る。）のうち、他の書面に記載している事項がある場合には、この事項を要しない。

4 同一の債権者集会に關して協定債権者に対し提供する債権者集会参考書類に記載すべき事項（第一項第二号に掲げる事項に限る。）のうち、他の書面に記載している事項がある場合には、この事項を要しない。

5 同一の債権者集会に關して協定債権者に対し提供する債権者集会参考書類に記載すべき事項（第一項第二号に掲げる事項に限る。）のうち、他の書面に記載している事項がある場合には、この事項を要しない。

6 同一の債権者集会に關して協定債権者に対し提供する債権者集会参考書類に記載すべき事項（第一項第二号に掲げる事項に限る。）のうち、他の書面に記載している事項がある場合には、この事項を要しない。

7 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名又は名称

（検査役等の報酬の算定手続）

2 第二百九条 管轄財務局長等は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の意見を聴いた上で、法第百八十三条において準用する法第五十四条第二項の規定による報酬の額を定めるものとする。

一 檢査役 執行役員及び監督役員（清算投資法人にあつては清算執行人及び清算監督人）

二 執行役員又は監督役員の職務を一時行うべき者（執行役員及び監督役員）

三 清算執行人又は清算監督人の職務を一時行うべき者及び鑑定人（清算執行人及び清算監督人）

四 第二百九条 法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百五十条第一項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百五十二条第一項若しくは第二項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

五 第二百十条 法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百五十六条第二項に規定する内閣府令で定める時は、第二百六条第二号の行使の期限とする。

六 第二百十一条 法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百五十七条第一項に規定する内閣府令で定める時は、第二百六条第五号イの行使の期限とする。

七 第二百十二条 管轄財務局長等は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の意見を聴いた上で、法第百八十三条において準用する法第五十四条第二項の規定による報酬の額を定めるものとする。

一 檢査役 執行役員及び監督役員（清算投資法人にあつては清算執行人及び清算監督人）

二 執行役員又は監督役員の職務を一時行うべき者（執行役員及び監督役員）

三 清算執行人又は清算監督人の職務を一時行うべき者及び鑑定人（清算執行人及び清算監督人）

四 第二百十三条 法第百八十七条の登録を受けようとする投資法人は、別紙様式第九号により作成した登録申請書に、当該登録申請書の写し二通及び法第百八十八条第二項に規定する書類一部を添付して、管轄財務局長等に提出しなければならない。

五 第二百十四条 法第百八十八条第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

六 第二百十五条 法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百六十一条の規定による債権者集会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

七 第二百十六条 法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百五十七条第一項に規定する内閣府令で定める時は、第二百六条第五号イの行使の期限とする。

八 第二百十七条 法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百五十九条の規定により債権者集会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

九 第二百十八条 法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百五十九条の規定により債権者集会の議事録は、次に掲げる事項を内閣府令で定めるところによる。

一 債権者集会が開催された日時及び場所を記載する欄

二 債権者集会の議事録は、書面又は電磁的記録を記載する欄

三 第二百六条第三号に掲げる事項を定めたときは、当該事項

四 第二百六条第四号に掲げる事項を定めたときは、第一号の欄に記載がない議決権行使書面が招集者（法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百四十八条第一項に規定する招集者をいう。次項において同じ。）に提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示がなされたものとする取扱いの内容

五 議決権を行使すべき協定債権者の氏名又は名称及び当該協定債権者について法第百六十一条第四項において準用する会社法第五百五十五条第三項に規定する協定債権者について法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百四十八条第二項又は第三項の規定により定められた事項



二 外国に所在する法人であつて、所在する国において専ら法第百九十三条第一項第三号から第五号までに掲げる取引を行うことをその目的とすること。

二 各事業年度（二年を超えることができないものとする）経過後六月以内にその配当可能な額のうち、当該登録投資法人の有する株式の数又は出資の額に応じて按分した額その他の当該法人の所在する国における法令又は慣行により、割り当てることができる額の金銭端数があるときは、その端数を切り捨てたものを）を当該登録投資法人に支払うこと。

一 資産の額

二 負債の額

三 資本金の額

四 資本準備金、利益準備金その他の法定の準備金の額の合計額

五 資産につき時価を付すものとした場合においてその付した時価の総額が当該資産の取得価額の総額を超えるときは、時価を付したことにより増加した貸借対照表上の純資産の額

六 前各号に掲げる額のほか、当該法人の所在する国の法令又は慣行により、配当することができない金額

前項の規定による配当可能な額は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をするなどを業とする者による監査又は証明を受けた当該法人の直近の貸借対照表に計上された資産の額、負債の額、資本金の額、準備金の額及び純資産の額に基づき算定されるものとする。

(投資主の保護に欠けるおそれのない場合)

**第二百二十二条** 令第百四十七条第十号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 資産運用会社が賃借している不動産を登録投資法人の資産に組み入れる場合において、当該不動産の賃貸借を継続する場合

二 資産運用会社が登録投資法人の不動産について賃借人の募集を行つたにもかかわらず、当該不動産を賃貸するに至らない場合において、その賃借人の賃借条件と著しく異なる場合

(廣告類似行為)  
第二百一十三條

する書面（以下「契約締結前交付書面」）  
という。）

(2) 第一百三十条に規定する目論見書（同）

ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該投資証券募集等契約に係る投資証券の価格に対する割合を含む。以下この項において同じ。）の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これら表示をすることができない場合にあっては、その旨及びその理由とす

2 前項の投資證券募集等契約に係る投資法人の  
ない場合においても、その旨及びその理由を  
する。

資産が金融商品取引法第二条第一項第十号若しくは第十一号に掲げる有価証券に表示されるべ

き権利又は同条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利（当該投資法人の発行する投資証券

等（法第百十七条第三号に規定する投資証券等をいう。）を除く。以下この条において「投資

信託受益権等」という。)に対して出資され、又は拠出されるものである場合には、前項の手

、某  
数料等には、当該投資信託受益権等に係る信託報酬その他の手数料等を含むものとする。

3 前項の投資信託受益権等に係る財産が他の投資信託受益権等に対して出資され、又は拠出さ

れる場合には、当該他の投資信託受益権等を同一項の投資信託受益権等とみなして、前二項の規

4 定を適用する。  
前項の規定は、同項（この項において準用す

る場合を含む。) の規定により第二項の投資信託受益権等とみなされた投資信託受益権等に係

る財産が他の投資信託受益権等に対して出資され、又は拠出される場合について準用する。

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

規定する内閣府令で定める事項は、当該投資証券募集等契約に關する重要な事項について顧客

（基幹放送事業者の放送設備による放送をさせ）の不利益となる事実とする。

（表題が事実あるが誤記例は「」が誤記を示す）  
る方法に準ずる方法等）

第二百二十九条  
内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一般放送事業者（放送法第二条第二十五号に規定する一般放送事業者をいう。）の放送

二、特定期設立企画人等又は当該特定期設立企画人の規定で同一船が運事業者ないし同一の放送設備により放送をさせる方法

特許請求人等又は当該特許請求人等が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられ、アリ

の使用に供する二語算機に何れかノンブルに記録された情報の内容（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号



イ 商号、名称又は氏名

ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときには、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称

ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四 信用格付の前提、意義及び限界

二 前項の規定にかかわらず、特定関係法人（金融商品取引業等に関する内閣府令第百六十六条の三第二項の規定に基づき、その関係法人（同令第二百九十五条第三項第十号に規定する関係法人をいう。）を当該特定関係法人として指定した信用格付業者の商号又は名称及び登録番号）

三 当該特定関係法人が信用格付業（金融商品取引法第二条第三十五項に規定する信用格付業をいう。）を示すものとして使用する呼称

四 信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を第二号に規定する信用格付業者から入手する方法

五 信用格付の前提、意義及び限界

（禁止行為）

一 第二百三十五条 法第一百九十七条において準用する金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 次に掲げる書面の交付に關し、あらかじめ、顧客（特定投資家（金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項について顧客の知識、経験、財産の状況及び投資証券募集

イ 契約締結前交付書面

ロ 第二百三十条に規定する場合にあつては、同条に規定する目論見書（同条の規定により当該目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面）

二 投資証券募集等契約の締結又はその勧誘に関する、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

三 投資証券募集等契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。）

四 投資証券募集等契約の締結又は解約に關し、顧客（個人に限る。）に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

（事故）

第二百三十六条 法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、投資証券の募集等に係る取引につき、特定設立企画人等が、当該特定設立企画人等が行う投資証券の募集等の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものとする。

一次に掲げるものについて顧客を誤認させるような勧誘をすること。

イ 投資証券の商品内容

ロ 取引の条件

ハ 投資証券の価格の騰貴又は下落

二 過失又は電子情報処理組織の異常により事務処理を誤ること。

三 その他法令に違反する行為を行うこと。  
（事故の確認を要しない場合）

一 裁判所の確定判決を得ている場合

二 裁判上の和解（民事訴訟法（平成八年法律第二百九号）第二百七十五条第一項に定めるものを除く。）が成立している場合

第三十七条 法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

三 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第十六条に規定する調停が成立する場合又は同法第十七条の規定により裁判所の決定が行われ、かつ、同法第十八条第一項に規定する期間内に異議の申立てがない場合

四 認定投資者保護団体（金融商品取引法第十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。）のあつせん（同法第七十九条の十三において準用する同法第七十七条の二第一項に規定するあつせんをいう。）による和解が成立している場合

五 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせんによる和解が成立している場合又は当該機関における仲裁手続による仲裁判断がされている場合

六 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあつせんによる和解が成立している場合又は同条に規定する合意による解決が行われている場合

七 認証紛争解決事業者（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律五百五十一号）第二条第四号に規定する認証紛争解決事業者をいい、投資証券の募集等に係る取引に係る紛争が同法第六条第一号に規定する紛争の範囲に含まれるものに限る。）が行う認証紛争解決手続（同法第一条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。）による和解が成立している場合

八 和解が成立している場合であって、次に掲げる要件の全てを満たす場合

イ 当該和解の手続について弁護士又は司法書士（司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第三条第一項第七号に掲げる事務を行う者に限る。）が顧客を代理すること。

ロ 当該和解の成立により特定設立企画人等が顧客に対して支払をすることとなる額が千万円（イの司法書士が代理する場合にあっては、司法書士法第三条第一項第七号に規定する額）を超えないこと。

る損失の全部又は一部を補填するために行われるものであることをイの弁護士又は司法書士が調査し、確認したことを証する書面又は電磁的記録（金融商品取引法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。）が特定設立企画人等に交付され、又は提供されていること。

九 特定設立企画人等が前条各号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対しても申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円に相当する額を上回らないとき（前各号に掲げる場合を除く。）。

十 特定設立企画人等が前条第二号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合（顧客の注文の内容の記録により事故であることが明らかである場合に限り、第一号から第八号までに掲げる場合を除く。）。

前項第九号の利益は、前条各号に掲げる行為の区分ごとに計算するものとする。この場合において、同条第二号に掲げる行為の区分に係る利益の額については、前項第十号に掲げる場合において申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益の額を控除するものとする。

設立企画人は、第一項第九号又は第十号に掲げる場合において、法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第三項ただし書の確認を受けないで、顧客に対し、財産上の利益を提供する旨を申し込み、若しくは約束し、又は財産上の利益を提供したときは、その申込み若しくは約束又は提供をした日の属する月の翌月末日までに、第二百三十九条各号に掲げる事項を、所管金融庁長官等に報告しなければならない。

（事故の確認の申請）

第二百三十八条 法第二百九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第三項ただし書の確認を受けようとする者は、同条第七項の規定による申請書及びその添付書類の正本一通並びにこれらの一通を、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

（確認申請書の記載事項）

第二百三十九条 法第二百九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第七項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。



三　登録投資法人と資産運用会社の利害関係人等との法第百九十三条第一項第二号に掲げる取引にあっては、当該有価証券の貸借が行われる予定日の属する当該登録投資法人の営業期間開始の日から三年以内に開始する当該登録投資法人の各営業期間においていずれも当該貸借が行われることによる当該登録投資法人の営業収益の増加額が当該登録投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれる取引

四　登録投資法人と資産運用会社の利害関係人等との法第九百九十三条第一項第三号に掲げる取引のうち、不動産の取得にあっては、当該不動産の譲渡額が、当該登録投資法人の最近営業期間の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれる取引

五　登録投資法人と資産運用会社の利害関係人等との法第九百九十三条第一項第四号に掲げる取引のうち、不動産の譲渡にあっては、当該不動産の譲渡額が、当該登録投資法人の最近営業期間の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれる取引

六　登録投資法人と資産運用会社の利害関係人等との法第九百九十三条第一項第四号に掲げる取引にあっては、当該不動産の貸借が行われる予定日の属する当該登録投資法人の営業期間開始の日から三年以内に開始する当該登録投資法人の各営業期間において、いざれも当該貸借が行われることによる当該登録投資法人の営業収益の増加額が当該登録投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれる取引

前項第三号及び第六号において、登録投資法人の営業期間が六月であるときは、同項第三号中「各営業期間」とあるのは、「各特定営業期間（連続する二営業期間をいう。以下この号及び第六号において同じ。）（一）の特定営業期間の末日の翌日に開始するものに限る。第六号において同じ。」と、「最近営業期間の営業収益」とあるのは、「最近二営業期間の営業収益の合計額」と、同項第六号中「各営業期間」とあるのは、「各特定営業期間」と、「最近営業期間の営業収益の最近営業期間の未満であると見込まれる取引

（書面の交付）

二百四十六条 法第二百三十三条第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 売買の別、有価証券現実数値（金融商品取引法第二百八十八条第八項第三号ロに規定する有価証券現実数値をいう。）が有価証券約定数値（同号ロに規定する有価証券約定数値をいう。）を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるか若しくは当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別又はオプション（金融商品取引法第二百二十二条第一項第十九号に規定するオプションをいう。第二百七十七条第一項第八号において同じ。）を付与する立場の当事者となるか若しくは取得する立場の当事者となるかの別その他の取引における当事者の立場を示すものであつて、これらに準ずるもの

二 法第二百三条第一項第一号の取引（有価証券又は通貨等を一定の期間後に売り戻すこと又は買い戻すことを条件とした当該有価証券又は当該通貨等の買付け又は売付け（以下この項において「現先売買」という。）を除くこと。）を行つた事実があるときは、当該取引に係る次に掲げる事項

イ 銘柄、対象通貨その他取引に係る名称又は種類であつてこれらに準ずるもの

ロ 件数その他取引に係る数量であつてこれに準ずるもの

ハ 単価、対価の額、約定数値その他取引一令で定める事項は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 現先売買を行つた事実があるときは、その旨

法第二百三条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 不動産の取得及び譲渡 取得又は譲渡の相手方の名称、賃貸借を行つた年月日及び当該不動産の所在、地番その他の当該不動産を特定するため必要な事項

二 不動産の賃貸借 賃貸借の別、賃料、賃貸借の相手方の名称、賃貸借を行つた年月日及び号の規定を適用する。

び期間並びに当該不動産の所在、地番その他  
の当該不動産を特定するために必要な事項  
**三 不動産の管理の委託及び受託** 管理の委託  
又は受託の方法、報酬、管理の委託又は受託  
を行った相手方の名称、管理の委託又は受託  
を行った年月日及び期間並びに当該不動産の  
を行った年月日及び期間並びに当該不動産の  
所在、地番その他の当該不動産を特定するた  
めに必要な事項  
令第百二十五条第三項第一号に規定する内閣  
府令で定める事項は、価格、取得又は譲渡の相  
手方の名称、取得又は譲渡を行った年月日及び  
当該不動産の所在、地番その他の当該不動産を  
特定するために必要な事項とする。  
令第百二十五条第三項第二号に規定する内閣  
府令で定める事項は、価格、取得又は譲渡の相  
手方の名称、取得又は譲渡を行った年月日及び  
当該地上権を特定するために必要な事項とす  
る。  
5 令第百二十五条第三項第三号に規定する内閣  
府令で定める事項は、同号の取得又は譲渡に係  
る種類、数量及び単価とする。  
6 令第百二十五条第三項第四号に規定する内閣  
府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。  
一 将來の一定の時期における現実の商品の価  
格又は商品指數の數値が約定価格又は約定數  
値を上回った場合に、金錢を支払う立場の當  
事者となるか若しくは当該金錢を受領する立  
場の當事者となるかの別又はオプション（商  
品先物取引法第二条第三項第四号に規定する  
オプション又は同条第十四項第四号若しくは  
第五号に規定する権利をいう。）を付与する  
立場の當事者となるか若しくは取得する立場  
の當事者となるかの別その他取引における當  
事者の立場を示すものであつて、これらに準  
ずるもの  
二 銘柄その他取引に係る名称又は種類であつ  
てこれに準ずるもの  
三 件数その他取引に係る数量であつてこれに  
準ずるもの  
四 対価の額、約定価格又は約定數値その他取  
引一本位当たりの金額又は数であつてこれら  
に準ずるもの  
7 令第百二十五条第三項第五号に規定する内閣  
府令で定める事項は、価格、取得又は譲渡の相  
手方の名称、取得又は譲渡を行った年月日、當  
該再生可能エネルギー発電設備の用に供する土  
地の所在及び地番、當該再生可能エネルギー發

8 令第二百二十五条第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、賃料、賃貸借の相手方の名称、賃貸借を行つた年月日及び期間、当該再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地の所在及び地番、当該再生可能エネルギー発電設備の設置の区分等その他当該再生可能エネルギー発電設備を特定するために必要な事項とする。

9 令第二百三十五条第三項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、報酬、管理の委託又は受託を行つた相手方の名称、管理の委託又は受託を行つた年月日及び期間、当該再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地の所在及び地番、当該再生可能エネルギー発電設備の設置の区分等その他当該再生可能エネルギー発電設備を特定するために必要な事項とする。

10 令第二百二十五条第三項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、価格、取得又は譲渡の相手方の名称、取得又は譲渡を行つた年月日及び当該公共施設等運営権に係る公共施設等の所在、地番、運営等の内容、公共施設等の管理者等その他当該公共施設等運営権を特定するため必要な事項とする。

(利益相反のおそれがある場合の書面の交付を要する顧客)

**第二百四十七条** 令第二百二十六条第一項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 資産運用会社が投資法人の資産である宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行う場合における取引の相手方

二 資産運用会社が投資法人の資産である特定資産に係る投資に関する助言を行つた場合において、当該助言に基づき行われる当該特定資産の取引の相手方

(利益相反のおそれがある場合の投資法人等への書面の交付)

一 当該取引に係る投資法人の名称

二 書面の交付を行う理由(当該取引の相手方と当該資産運用会社の関係を含む。)

三 取引を行つた理由	四 取引の内容（取引を行つた特定資産の種類、銘柄（その他の特定資産を特定するため必要な事項）、数及び取引価格、取引の方法並びに取引を行つた年月日）
五 法第二百一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査の結果	六 当該書面の交付年月日
七 その他参考になる事項	八 資産運用会社は、法第二百三条第二項に規定する取引が行われたときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。
九 資産運用会社は、法第二百三条第二項に規定する取引が行われたときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。	十 資産運用会社は、法第二百三条第二項に規定する取引が行われたときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

十一 資産運用会社は、令第二百二十六条第三項に規定する投資信託財産についてその受益証券の取得の申込みの勧説が公募の方方法により行われた場合にあつては、第一項各号に掲げる事項を記載した書面を作成し、これを同条第三項に規定する受益者に交付することに代えて、法第二百三条第二項に規定する取引が行われた後、遅滞なく、当該事項を公告し、かつ、当該事項を記載した当該取引が行われた後最初に到来する作成期日に係る法第十四条第一項に規定する運用報告書を令第二百二十六条第三項に規定する受益者に対して交付することができる。	十二 （投資主による責任追及の訴えの提起の請求方
十三 第二百四十九条 法第二百四条第三項において準用する会社法第八百四十七条第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。	十四 第二百四十九条 法第二百四条第三項において準用する会社法第八百四十七条第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。
十五 第二百五十条 法第二百四条第三項において準用する会社法第八百四十七条第四項において準用する内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。	十六 第二百五十条 法第二百四条第三項において準用する会社法第八百四十七条第四項において準用する内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。
十七 第二百五十二条 法第二百八条第二項第三号に規定する内閣府令で定める法人は、当該登録投資法人の資産のうち次に掲げる資産の保管に係る業務を適正に遂行するに足りる一定の財産的基礎及び人的構成を有する法人（法第二百一条第一項に規定する利害関係人等を除く。）とする。	十八 第二百五十二条 法第二百八条第二項第三号に規定する内閣府令で定める法人は、当該登録投資法人の資産のうち次に掲げる資産の保管に係る業務を適正に遂行するに足りる一定の財産的基礎及び人的構成を有する法人（法第二百一条第一項に規定する利害関係人等を除く。）とする。
十九 第二百五十三条 法第二百九条の二に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる区分の基礎とした資料を含む。）、	二十 第二百五十三条 法第二百九条の二に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる区分の基礎とした資料を含む。）、
二十一 法第二百四十七条第一項の規定による請求に係る訴えについての前条第一号に掲げる者の	二十二 法第二百四十七条第一項の規定による請求に係る訴えについての前条第一号に掲げる者の

二十三 第二百五十四条 法第二百十一条第一項の規定により投資法人が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。	二十四 第二百五十四条 法第二百十一条第一項の規定により投資法人が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。
二十五 第二百五十五条 法第二百九条の二に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる区分の基礎とした資料を含む。）、	二十六 第二百五十五条 法第二百九条の二に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる区分の基礎とした資料を含む。）、
二十七 第二百五十六条 法第二百九条の二に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる区分の基礎とした資料を含む。）、	二十八 第二百五十六条 法第二百九条の二に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる区分の基礎とした資料を含む。）、
二十九 第二百五十七条 法第二百九条の二に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる区分の基礎とした資料を含む。）、	三十 第二百五十七条 法第二百九条の二に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる区分の基礎とした資料を含む。）、
三十一 第二百五十八条 法第二百九条の二に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる区分の基礎とした資料を含む。）、	三十二 第二百五十八条 法第二百九条の二に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる区分の基礎とした資料を含む。）、
三十三 第二百五十九条 法第二百九条の二に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる区分の基礎とした資料を含む。）、	三十四 第二百五十九条 法第二百九条の二に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる区分の基礎とした資料を含む。）、

三十五 第二百六十条 法第二百九条の二に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる区分の基礎とした資料を含む。）、	三十六 第二百六十条 法第二百九条の二に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる区分の基礎とした資料を含む。）、
三十七 第二百六十二条 法第二百九条の二に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる区分の基礎とした資料を含む。）、	三十八 第二百六十二条 法第二百九条の二に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる区分の基礎とした資料を含む。）、
三十九 第二百六十三条 法第二百九条の二に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる区分の基礎とした資料を含む。）、	四十 第二百六十三条 法第二百九条の二に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる区分の基礎とした資料を含む。）、
四十一 第二百六十四条 法第二百九条の二に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる区分の基礎とした資料を含む。）、	四十二 第二百六十四条 法第二百九条の二に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる区分の基礎とした資料を含む。）、
四十三 第二百六十五条 法第二百九条の二に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる区分の基礎とした資料を含む。）、	四十四 第二百六十五条 法第二百九条の二に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる区分の基礎とした資料を含む。）、
四十五 第二百六十六条 法第二百九条の二に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる区分の基礎とした資料を含む。）、	四十六 第二百六十六条 法第二百九条の二に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる区分の基礎とした資料を含む。）、
四十七 第二百六十七条 法第二百九条の二に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる区分の基礎とした資料を含む。）、	四十八 第二百六十七条 法第二百九条の二に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる区分の基礎とした資料を含む。）、
四十九 第二百六十八条 法第二百九条の二に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる区分の基礎とした資料を含む。）、	五十 第二百六十八条 法第二百九条の二に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる区分の基礎とした資料を含む。）、
五十一 第二百六十九条 法第二百九条の二に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる区分の基礎とした資料を含む。）、	五十二 第二百六十九条 法第二百九条の二に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる区分の基礎とした資料を含む。）、
五十三 第二百七十条 法第二百九条の二に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる区分の基礎とした資料を含む。）、	五十四 第二百七十条 法第二百九条の二に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる区分の基礎とした資料を含む。）、

(資産保管会社の帳簿書類)	第二百五十五条 法第二百十一条第二項の規定により資産保管会社が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。
一 有価証券保管明細簿	2 不動産保管明細簿
二 不動産保管明細簿	三 再生可能エネルギー発電設備保管明細簿
三 再生可能エネルギー発電設備保管明細簿	四 公共施設等運営権保管明細簿
四 公共施設等運営権保管明細簿	五 その他資産保管明細簿
五 その他資産保管明細簿	2 前項の帳簿書類は、別表第三により作成し、投資法人の決算の承認後十年間これを保存しなければならない。(登録投資法人の営業報告書の様式)
2 前項の帳簿書類は、別表第三により作成し、投資法人の決算の承認後十年間これを保存しなければならない。(登録投資法人の営業報告書の様式)	第三百五十六条 法第二百十二条に規定する営業報告書は、別紙様式第十八号により作成しなければならない。
第三百五十六条 法第二百十二条に規定する営業報告書は、別紙様式第十八号により作成しなければならない。(登録投資法人の営業報告書の様式)	2 登録投資法人は、前項の営業報告書を提出しようとするときは、当該営業報告書の正本及び副本に計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びに附属明細書を添付して管轄財務局長等に提出しなければならない。(投資法人の臨時報告書の様式)
2 登録投資法人は、前項の営業報告書を提出しようとするときは、当該営業報告書の正本及び副本に計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びに附属明細書を添付して管轄財務局長等に提出しなければならない。(投資法人の臨時報告書の様式)	第三百五十七条 登録投資法人は、法第二百十五条第一項に規定する臨時報告書を、別紙様式第十九号により作成し、その正本及び副本を管轄財務局長等に提出しなければならない。(投資法人に係る処分の公告の方法)
第三百五十七条 登録投資法人は、法第二百十五条第一項に規定する臨時報告書を、別紙様式第十九号により作成し、その正本及び副本を管轄財務局長等に提出しなければならない。(投資法人に係る処分の公告の方法)	第二百五十八条 法第二百十八条の規定による監督処分の公告は、官報によるものとする。(外国投資法人の届出を要しない外国投資証券の範囲)
第二百五十八条 法第二百十八条の規定による監督処分の公告は、官報によるものとする。(外国投資法人の届出を要しない外国投資証券の範囲)	第二百五十九条 令第二百二十八条第二号に規定する内閣府令で定めるものは、資産を主として有価証券(金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く)に対する投資として運用する外国投資法人であつて、次に掲げる事項のすべてを規約又はこれに相当する書類に定めたものの発行する外国投資証券(投資証券に類するものに限る。以下この条において同じ。)とする。(外国投資法人等の代理人)
第二百五十九条 令第二百二十八条第二号に規定する内閣府令で定めるものは、資産を主として有価証券(金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く)に対する投資として運用する外国投資法人であつて、次に掲げる事項のすべてを規約又はこれに相当する書類に定めたものの発行する外国投資証券(投資証券に類するものに限る。以下この条において同じ。)とする。(外国投資法人等の代理人)	第二百六十条 外国投資法人若しくはその設立企画人に相当する者又は破産管財人若しくは清算人若しくはこれらに相当する義務を負う者(以下この条において「外国投資法人等」という)は、法第二百二十条第一項、第二百二十一項及び第二百二十二条第一項若しくは第二百二十二条第二号の規定に準じて当該外国投資証券を取得しなければならない旨

三 当該外国投資証券と当該外国投資法人が有する株式との交換を行う場合には、令第十二条第二号への規定に準じて交換を行う旨  
四 当該外国投資証券が外国金融商品市場に上場される旨

(外国投資法人の届出等)  
第二百五十九条の二 令第二百二十八条第三号に規定する内閣府令で定める行為は、第一種金融商品取引業を行う者が適格機関投資家を相手方とし、又は適格機関投資家のために行う外国金融商品市場に上場されている外国投資証券(法第二百二十条第一項に規定する外国投資証券をいい、前条に規定するものを除く。以下この条において同じ。)に係る次に掲げる行為とする。  
一 外国金融商品市場における売買の媒介、取付けの媒介、取次ぎ又は代理にあつては、外国金融商品市場において売付けをし、又は当該第一種金融商品取引業を行う者に売却する場合以外の場合には当該外国投資証券の売却を行わないことを当該適格機関投資家が約することを条件として行うものに限る。)

第二百六十一条 外国投資法人又はその設立企画人に相当する者は、法第二百二十条第一項の規定による外国投資法人の届出をするときは、別紙様式第二十号により作成した外国投資法人に提出する届出書を、金融庁長官に提出しなければならない。(外国投資法人の届出等)  
第二百六十二条 法第二百二十一条第一項の規定による外国投資法人の届出をするときは、別紙様式第二十号により作成した外国投資法人に提出する届出書を、金融庁長官に提出しなければならない。

(外国投資法人の変更の届出)	第二百六十三条 法第二百二十二条第一項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げるものとし、(外国投資法人の解散事由)
一 当該外国投資法人の名称	一 当該変更の内容及び理由
二 当該変更の内容及び理由	二 当該変更がその効力を生ずる日
三 当該変更がその効力を生ずる日	三 当該変更の中止に関する条件を定めたとき
四 当該変更の中止に関する条件を定めたとき	四 当該変更の中止に関する条件を定めたとき

第二百六十四条 法第二百二十二条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官に提出して行わなければならない。  
一 当該解散がその効力を生ずる日  
二 当該解散の理由  
三 当該解散がその効力を生ずる日  
四 当該解散の中止に関する条件を定めたとき  
五 当該外国投資法人の設立が適法であることについての法律専門家の法律意見書及び当該意見書に掲げられた関係法令の関係条文  
五 当該外国投資法人の資産の運用に係る権限を有する者が、当該権限を他の者に委託して当該外国投資法人の資産の運用を行わせている場合は、その委託に関する内容を明らかにした書類

第二百六十五条 法第二百二十三条の三第二項及び第三項の規定により適用する金融商品取引法(委託者指図型投資信託における自己取引禁止の適用除外等)の規定により適用する金融商品取引法(委託者指図型投資信託における自己取引禁止の適用除外等)



五 登録金融機関業務（金融商品取引業等）に関する内閣府令第一条第三項第二十一条号に規定する登録金融機関業務をいう。（以下同じ。）として、信託財産に係る次に掲げる取引の取次ぎを行うことを内容とした運用を行うこと。

六 有価証券の売買  
デリバティブ取引

七 商品先物取引業として、信託財産に係る商品先物取引法第二条第二項各号に掲げる行為（同項第二号若しくは第四号に掲げる行為又は商品投資等取引を除く。）を行うことを内容とした運用を行うこと。

八 次に掲げる要件のすべてを満たす取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

イ 個別の取引ごとにすべての受益者に当該取引の内容及び当該取引を行おうとする理由を説明し、当該受益者の同意を得たものであること。

ロ 次のいずれかに該当するものであること。

(1) 取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場における有価証券の売買

(2) 市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引

(3) 不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査した価格により行う不動産の取引（不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて上場されているものに限る。）の売買（前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うものに限る。）

(4) 商品（商品市場又は外国商品市場において上場されているものに限る。）の売買（前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行う取引（（4）に掲げる取引を除く。）

(5) 商品投資取引

九 その他投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務の信用を失墜させるおそれのないものとして所管金融庁長官等の承認を受けた取引を行ふことを内容とした運用を行うこと。

(委託者非指図型投資信託における投資信託財産相互間取引禁止の適用除外)

**第二百七十九条** 法第二百二十三条の三第五項及び第六項の規定により読み替えて適用する信託業法第二十四条の二及び金融機関の信託業務の兼營等に関する法律第二条の二において準用する金融商品取引法第四十二条の二に規定する内閣府令で定める同条第二号に掲げる行為は、次に掲げる行為とする。

一 次に掲げる要件の全てを満たす取引を行うこととを内容とした運用を行うこと。

イ 次のいずれかの場合に該当するものであること。

(1) 一の信託財産の運用を終了させるために行うものである場合

(2) 投資信託契約（法第四十七条に規定する投資信託契約をいう。以下同じ。）の解約に伴う解約金の支払に応ずるために行うものである場合

(3) その資産について、法令の規定又は法第四十九条第一項に規定する投資信託約款に定められている投資の割合を超えるおそれがある場合において、その割合を超えることを避けるために行うものである場合

(4) 双方の信託財産について、運用の方針、運用財産の額及び市場の状況に照らして当該取引を行うことが必要かつ合理的と認められる場合

ロ 対象特定資産取引であつて、第三項で定めるところにより公正な価額により行うものであること。

二 次に掲げる要件の全てを満たす取引を行ふことを内容とした運用を行うこと。

イ 個別の取引ごとに全ての受益者に当該取引の内容及び当該取引を行おうとする理由を説明し、当該受益者の同意を得たものであること。

口 前条第八号口(1)から(6)までのい  
ずれかに該当するものであること。  
その他投資者の保護に欠け、若しくは取引

の公正を害し、又は委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務の信用を失墜させるおそれのないものとして金融庁長官の承認を受けた取引を行うこととした運用

を行うこと。  
前項第一号ロの「対象特定資産取引」とは、  
次に掲げる取引をいう。  
次に掲げる有価証券及び金融商品取引法第

二条第一項第二十号に掲げる有価証券（次に掲げる有価証券に該当するものを除く。）であつて次に掲げる有価証券に係る権利を表示するものの売買

証券 口 ハ 店頭売買有価証券 指定外国金融商品取引所（金融商品取引 法施行令第二条の十二の三第四号コに規定する）

二 イからハまでに掲げる有価証券以外の有する指定外国商品取引所をいう。次項第二号の二において同じ。)に上場されている有価証券

(1) 価証券で、次に掲げるもの

(2) 十七号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するものを含む。)  
金融商品取引法第二条第一項第九号に

掲げる有価証券（同項第十七号に掲げる有価証券で当該有価証券の性質を有するものと含む。）のうち、その価格が認可金融商品又は外国のものに該

金融商品取引業協会又は外国において設立されているこれと類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されるもの

(3) 金融商品取引法第二条第一項第十号及び第十一号に掲げる有価証券

一、外国市場デリバティブ取引  
二、不動産の売買  
三、商品（商品市場又は外国商品市場において

上場されているものに限る)の売買  
六 商品投資取引

前項第一号イに掲げる有価証券の売買 取引金融商品市場において行うもの又は前項

三 第三者の利益を図るため、その行う信託財産の運用に関して運用の方針、運用材産の額

債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。)を適正に管理する方法としてあらかじめ信託会社等が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容として運用を行うこと。

## 十 信託財産の運用に関する保有する有価証券 その他の資産の流動性に係る管理について受 た適用を行ふこと。

益者の解約の申入れに応ずることができなくなることを防止するための合理的な措置を講ずることなく、当該運用を行うこと。

得することを目的とする他の信託財産に係る受益証券について、その取得の申込みの勧誘が有価証券の募集により行われている場合を除く。)

には、適用しない。  
（信託会社の親法人等又は子法人等が関与する  
行為の制限）

**第二百七十二条** 法第二百二十三条の三第五項の規定により読み替えて適用する信託業法第二十四条の二において準用する金融商品取引法第四

十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

二、当該信託会社の親法人等又は子法人等と資産の売買その他の取引を行うことは、  
正規の受け手である三井信託会社は、  
西日本銀行等が有する。

併記券の引受けには専主幹事会社である場合において、当該有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘（金融商品取引法第四条第三項第一号に規定する特定投資

家向け取得勧誘をいう。次条第一号において同じ。)若しくは特定投資家向け売付け勧誘等(同法第二条第六項に規定する特定投資家

向け売付け勧誘等をいう。同号において同じ。の条件に影響を及ぼすために、その行う委託者非指図型投資信託の信託財産の運用

三 当該信任会社の見方へ等又は去へ等がある場合に於ける業務の実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

三  
当該信託会社の親法人等又は子法人等が有価証券の引受け等（金融商品取引法第二条第八項第六号から第九号までに掲げる行為をいう。次条第二号において同じ。）を行つている場合において、当該親法人等又は子法人等

に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込み（当該親法人等又は子法人等が金融商品取引法第二条第六項第三号に掲げるものを行つては、同号に規定する新株予約権を取得した者による当該新株予約権の行使）の額が当該親法人等又は子法人等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該親法人等又は子法人等の要請を受け、その行う委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務に関して当該有価証券（当該親法人等又は子法人等が同号に掲げるものを行つては、当該新株予約権の行使により取得される有価証券）を取得し、又は買い付けることを内容とした運用を行うこと。

四 当該信託会社の親法人等又は子法人等が不動産特定共同事業契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該不動産特定共同事業契約の締結額が当該親法人等又は子法人等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該親法人等又は子法人等の要請を受けて、その行う委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務に関して当該不動産特定共同事業契約に係る出資の持分を取得することを内容とした運用を行うこと。

五 当該信託会社の親法人等又は子法人等が商品投資契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該商品投資契約の締結額が当該親法人等又は子法人等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該親法人等又は子法人等の要請を受けて、その行う委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務に関して当該商品投資契約に係る出資の持分を取得することを内容とした運用を行うこと。

六 何らの名義によつてするかを問わず、法第二百二十三条の三第五項の規定により読み替えて適用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二において準用する金融商品取引法第四十四条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 当該金融機関の親法人等又は子法人等が有価証券の引受けに係る主幹事会社である場合において、当該有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の条件に影響を及ぼすために、その行う委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

二 当該金融機関の親法人等又は子法人等が有価証券の引受け等を行つてゐる場合において、当該親法人等又は子法人等に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込み（当該親法人等又は子法人等が金融商品取引法第二条第六項第三号に掲げるものを行つてゐる場合にあつては、同号に規定する新株予約権を取得した者による当該新株予約権の行使）の額が当該親法人等又は子法人等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該親法人等又は子法人等の要請を受けて、その行う委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務に関して当該有価証券（当該親法人等又は子法人等が同号に掲げるものを行つてゐる場合にあつては、当該新株予約権の行使により取得される有価証券）を取得し、又は買付けることを内容とした運用を行うこと。

三 当該金融機関の親法人等又は子法人等が不動産特定共同事業契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該不動産特定共同事業契約の締結額が当該親法人等又は子法人等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該親法人等又は子法人等の要請を受けて、その行う委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務に関して当該不動産特定共同事業契約に係る出資の持分を取得することを内容とした運用を行うこと。

四 当該金融機関の親法人等又は子法人等が商品投資契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該商品投資契約の締結額が当該親法人等又は子法人等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該親法人等又は子法人等の要請を受けて、その行う委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行ふ業務に関して当該商品投資契約に係る出資の持分を取得することを内容とした運用を行うこと。

五 何らの名義によつてするかを問わず、法第二百二十三条の三第六項の規定により読み替えて適用する金融機関の信託業務の兼營等に関する法律第二条の二において準用する金融商品取引法第四十四条の三第二項の規定による禁止を免れること。

(参考人等に支給する旅費その他の費用)  
**第二百七十四条** 法第二十六条第七項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十条第三項、第二百十九条第三項及び第二百二十三条第三項において準用する金融商品取引法第一百九十二条の規定により、参考人又は鑑定人は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百四号）の規定により一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五条）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（二）の二級の職員に支給する旅費に相当する旅費を支給する。  
2 鑑定人には、所管金融庁長官等が必要と認められる場合においては、前項の規定による旅費のか、相当な費用を支給することができる。  
(登録の移管)

**第二百七十五条** 管轄財務局長等は、法第一百九十二条第一項の規定による届出があつた場合（本店の所在場所の変更であつて管轄財務局長等の管轄区域外に投資法人の本店の所在場所を変更するものの届出があつた場合に限る。）は、当該届出書、投資法人登録簿のうち当該投資法人に係る部分その他の書類を、当該届出に係る変更後の本店の所在地を管轄する財務局長等に交付するものとする。  
2 前項の規定による送付を受けた財務局長等は、当該届出に係る事項を投資法人登録簿に登録するものとする。  
(経由官庁)

**第二百七十六条** 申請書その他法、令及びこの法令に規定する書類（以下この条において「申請書等」という。）を財務局長等に提出しようとする者は、当該者の本店又は本店が置かれることとなる所在地を管轄する財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所があるときは、当該申請書等を当該財務事務所長又は出張所長を経由してこれを提出しなければならない。

あつた場合は、その申請が事務所に到達した日から当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

一 法第二十三条第四項及び法第一百九十七条において準用する金融商品取引法第四十四条の三第一項ただし書の承認、法第一百五十五条第一項及び法第五百五十四条の三第二項において準用する会社法第三百七十二条第二項及び第四項並びに法第二百五条第二項の許可、法第八十七条の登録並びに法第一百九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第三項ただし書の確認 一月

二 法第二百二十三条の三第一項の規定により適用する金融商品取引法第三十五条第四項の承認（法第二百二十三条の三第一項の規定により適用する金融商品取引法第二十九条の二（以下「この号において「特定投資運用行為」という。）を行う業務に係るものに限る。）及び法第二百二十三条の三第一項の規定により適用する金融商品取引法第二十九条の登録（特定投資運用行為を行う業務に係るものに限る。）二月

前項の期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一 当該申請を補正するため必要とする期間

二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するため必要とする期間

三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するため必要とする期間

（施行期日）

附 則

第一条 この府令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号。次条において「改正法」という。）の施行の日（平成十二年十一月三十日）から施行する。

（投資信託契約の記載事項に関する経過措置）

第二条 第三十五条第六号の規定は、施行の日以後に改正法第二条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律（以下この条において「新投信法」という。）第二十六条第一項の規定により届出を行なう新投信法第二十五条第一項に規定する投資信託契約について適用し、施行の日前に改正法第二条の規定による改正前の証券投資信託及び証券投資法人に関する法律

(以下この条において「旧投信法」という。) 第二十六条第一項の規定により届出を行つた旧投信法第二十五条に規定する信託約款については、施行の日から起算して一年を経過する日まで、適用しない。ただし、施行の日以後に新投信法第二十九条の規定により投資信託約款の変更の届出を行う場合には、この限りでない。

#### 附 則 (平成二年一月一七日總理府令第一三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この府令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)以下「改正法」という。)の施行の日(平成十二年十一月三十日)から施行する。ただし、第三十三条から第三十五条までの規定は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

#### 附 則 (平成二年一月一七日總理府令第一三九号) 抄

(施行期日)

第一条 この府令は、証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の施行の日(平成十二年十二月一日)から施行する。

#### 附 則 (平成二年三月二六日内閣府令第一八号)

(施行期日)

第一条 この府令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。

#### 附 則 (平成三年三月二九日内閣府令第一〇号)

(施行期日)

1 この府令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。

#### 附 則 (平成三年三月二六日内閣府令第一一八号)

(施行期日)

この府令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。

#### 附 則 (平成三年三月二九日内閣府令第一一九号)

(施行期日)

この府令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。

#### 附 則 (平成三年三月二九日内閣府令第一二〇号)

(施行期日)

この府令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。

五条第一項に規定する投資信託約款については、施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。ただし、施行の日以後に同法第二十九条の規定により投資信託約款の変更の届出を行う場合には、この限りでない。

#### 附 則 (平成一三年三月二九日内閣府令第二一一号)

(施行期日)

この府令は、平成十三年四月一日から施行する。

#### 附 則 (平成一三年六月六日内閣府令第五七号)

(施行期日)

この府令は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成一三年九月二十五日内閣府令第七七号)

(施行期日)

この府令は、平成十三年十月一日から施行する。

#### 附 則 (平成一四年三月二八日内閣府令第一七号) 抄

(施行期日)

この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則 (平成一四年三月二八日内閣府令第一七号)

(施行期日)

この府令は、平成十四年四月一日から施行する。

#### 附 則 (平成一四年八月二六日内閣府令第五六号)

(施行期日)

この府令は、平成十四年七月一日から施行する。

#### 附 則 (平成一四年六月二十四日内閣府令第五〇号)

(施行期日)

この府令は、平成十四年九月一日から施行する。

#### 附 則 (平成一四年九月二六日内閣府令第七九号)

(施行期日)

この府令は、平成十四年十月一日から施行する。

#### 附 則 (平成一四年一二月九日内閣府令第一八号)

(施行期日)

この府令は、平成十五年一月六日から施行する。

#### 附 則 (平成一四年一二月九日内閣府令第一八号)

(施行期日)

この府令は、平成十五年一月六日から施行する。

#### 附 則 (平成一四年一二月九日内閣府令第一九号)

(施行期日)

この府令は、平成十五年一月六日から施行する。

一から三まで 略  
四 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則別紙様式第八号(二)を除く。)  
(罰則の適用に関する経過措置)

#### 附 則 (平成一六年四月三〇日内閣府令第四二号)

(施行期日)

この府令は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成一六年七月二日內閣府令第六一号)

(施行期日)

この府令は、平成十六年七月九日から施行する。

#### 附 則 (平成一六年一月一九日内閣府令第九〇号)

(施行期日)

この府令は、平成十六年十二月一日から施行する。

#### 附 則 (平成一六年二月二八日内閣府令第一〇九号)

(施行期日)

この府令は、平成十六年二月二八日から施行する。

における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則 (平成一六年七月二日內閣府令第六七号)

(施行期日)

この府令は、平成十六年七月九日から施行する。

#### 附 則 (平成一六年四月三〇日内閣府令第一二七号)

(施行期日)

この府令は、平成十六年四月一日から施行する。

#### 附 則 (平成一六年七月二日內閣府令第一二七号)

(施行期日)

この府令は、平成十六年七月二日から施行する。

#### 附 則 (平成一七年一月二六日内閣府令第一一〇号)

(施行期日)

この府令は、平成十六年一月二六日から施行する。





象事業者をいう。)となつてゐる者についての  
第一条の規定による改正後の金融商品取引業等の  
規定期による改正後の投資信託及び投資法人に  
関する法律施行規則第二百三十二条第九号、第六条  
の規定による改正後の銀行法施行規則第十四号、  
四条の十一の二十七第一項第十七号、第五条の  
規定による改正後の長期信用銀行法施行規則第  
二十六条の二の二十五第一項第十七号、第六条  
の規定による改正後の信用金庫法施行規則第一百  
七十七条の二十五第一項第十七号、第七条の規定  
による改正後の金融機関の信託業務の兼營等に  
関する法律施行規則第三十一条の二十二第一項  
第六号、第八条の規定による改正後の協同組合  
による金融事業に関する法律施行規則第百十一条  
の二十五第一項第十七号、第九条の規定による  
改正後の保険業法施行規則第五十二条の十三の  
二十三第一項第十一号及び第二百三十四条の二  
十四第一項第十二号、第十条の規定による改正  
後の資産対応証券の募集等又はその取扱いを行  
う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に  
等に関する内閣府令第十三条第九号、第十二条  
の規定による改正後の特定目的信託の受益証券  
の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に關  
する内閣府令第十三条第九号並びに第十二条の  
規定による改正後の信託業法施行規則第三十条  
の二十三第一項第十号の規定の適用については  
は、この府令の施行の日から起算して一年を経  
過する日までの間は、なお従前の例によること  
ができる。

(罰則の適用に関する経過措置)

3 この府令の施行前にした行為及び前項の規定  
によりなお従前の例によることとされる場合に  
おけるこの府令の施行後にした行為に対する罰  
則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成二二年一二月二八日内閣府  
令第七十八号)抄  
(施行期日)

第三十四条の五十三条の十七の二とし、同令第三十四条の五十三条の十六の次に一条を加える改正規定、第十五条中長期信用銀行法施行規則第十二条第一項第四号及び第十二条の五の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同令第十八条の二第一項第四号に次のように加える改正規定、同令第二十五条の二十八、第二十六条の二の二十三第一項第一号及び第二十六条の二の二十五第一項の改正規定、同令第二十六条の二の二十八の改正規定（同条第一号に係る部分を除く。）並びに同条を同令第二十六条の二の二十八の二とし、同令第二十六条の二の二十七の次に一条を加える改正規定、第十六条中信用金庫法施行規則第百二十二条第一項第四号及び第一百三十条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同令第一百三十二条第一項第四号に次のように加える改正規定、同令第一百五十五条の改正規定、同令第一百七十条の二十三第一項第一号の改正規定（第一百七十条の二第二号）を「第一百七十条の二の十二第二号」に改める部分を除く。）、同令第一百七十条の二十五第一項の改正規定、同令第一百七十条の二十三第一項第一号の改正規定（同条第一号に係る部分を除く。）並びに同条を同令第一百七十条の二十八の二とし、同令第一百七十条の二十七の次に一条を加える改正規定、同令第一百七十条中金融機関の信託業務の兼當等に関する法律施行規則第十一条の次に一条を加える改正規定、同令第十五条第七項に一号を加える改正規定、同令第三十一条の二十二第一項第六号の改正規定、同令第三十一条の二十三の改正規定（同条第二号に係る部分を除く。）及び同条を同令第三十一条の二十五とし、同令第三十二条第一項の二十二の次に一条を加える改正規定、同令第三十二条第一項に一号を加える改正規定、第十九条中中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第二条の三を同令第四条改定及び同令第三十二条第一項の改正規定を除く。）、第十九条中保険業法施行規則目次の改正規定（第五十五条）を「第五十五条の二に改める部分に限る。」、同令第五十二条の十三の二十三第一項に一号を加える改正規定、第二十条中保険業法施行規則目次の改正規定（第五十五条）を「第五十五条の二に改める部分に限る。」、同令第五十二条の十三の二十三第一項に二条を加える改正規定、同令

第五十二条の十三の二十四の改正規定（同条第二号に係る部分を除く）、同令第二編第三章中第五十五条の次に「一条を加える改正規定、同令第五十九条の二第一項第四号に次定、同令第五十九条の二第一項第四号に次のように加える改正規定、同令第八十五条第五項第三号、第一百六十六条第四項第三号及び第一百九十二条第四項第三号の改正規定、同令第二百一十二条の五十五第四項第三号の改正規定、同令第二百十九条第一項に一号を加える改正規定、同令第二百十一条の三十七第一項第四号に次のように加える改正規定、同令第二百一十二条の五十五第四項第三号の改正規定並びに同令第二百三十四条の二十七第一項の改正規定（同項第三号に係る部分を除く）、第二十一条中信託業法施行規則第十三条第一項に一号を加える改正規定、同令第二百三十四条の二十六の次に一条を加える改正規定並びに同令第二百三十四条の二十七第一項の改正規定（同項第三号に係る部分を除く）、第二十一条中信託業法施行規則第十三条第一項に一号を加える改正規定（同条第二号に係る部分を除く）、同条を同令第三十条の二十六とし、同令第三十条の二十三条の次に二条を加える改正規定、同令第三十三条第七項の改正規定、同令第四十三条第三項に一号を加える改正規定（同条第二号に係る部分を除く）、同条第二項に一号を加える改正規定、同令第二十九条の次に一条を加える改正規定（同令第三十条の二十二第三第一項の改正規定、同令第三十条の二十四の改正規定（同令第三十条の二十六とし、同令第三十条の二十三の次に二条を加える改正規定、同令第三十三条第七項に一号を加える改正規定、同令第五十条の四に一号を加える改正規定及び同令第五十三条第二項に一号を加える改正規定、同令第三十条の二十六とし、同令第三十条の二十三の次に二条を加える改正規定、同令第三十三条第七項に一号を加える改正規定、同令第五十条の四に一号を加える改正規定及び同令第五十三条第二項に一号を加える改正規定、第二十二条中有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等を廃止する内閣府令附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第二号の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律施行規則第十二条第三項に一号を加える改正規定及び同令第十五条の二の次に一条を加える改正規定、第二十五条中協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四十一条第一項第四号及び第五十五条の改正規定、同令第六十九条第一項第四号に次のように加える改正規定（同条第一号に係る部分を除く）、同条を同令第一百十条の二十三第一項第一号及び第一百十条の二十五第一項の改正規定、同令第一百十条の二十八の改正規定（同条第一号に係る部分を除く）、同条を同令第一百十条の二十八の二とし、同令第一百十条の二十七の次に一条を



並びに第十五條の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第百八条第二項第一号及び第二百五十五条第四号に掲げる書類とみなす。

附 則 (平成二六年二月一四日内閣府令第七号抄)

(施行期日)

**第一条** この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

**第三条** この府令の施行の際、規約に第八条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（以下この条において「新投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」という。）第一百五条第一号へに規定する事項を定めていない投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第二条第十二項に規定する投資法人については、新投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第一百五条（第一号へに係る部分に限る。）の規定は、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、適用しない。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第五条** この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年七月一日内閣府令第四九号抄)

(施行期日)

**第一条** この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（次条第六項において「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十二月一日）から施行する。

(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

**第三条** この府令の施行の際現に委託者非指図型投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託をいう。以下この項において同じ。）の信託財産の運用を行っている信託会社等（同法第四十七条第一項に規定する信託会社等をいう。）については、その行う委託者非指図型投資信託の当該信託財産の運用を行う業務に関しては、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、第三条の規定による改正後の投資信託及び

投資法人に関する法律施行規則（次項及び第三項において「新投信法施行規則」という。）第二百七十二条第一項（第九号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。ただし、当該信託財産に関する同号に規定する合理的な方法を定めた場合には、この限りでない。

この府令の施行の際現に、その親会社等（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第五十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。）に該当する法人が、新投信法施行規則第二百四十四条第三号イからニまでに掲げる法人に該当する場合における金融商品取引業者については、同条（第三号に係る部分に限る。）の規定は、施行日から起算して四年を経過する日までの間は、適用しない。

この府令の施行の際現に、その主要株主（金融商品取引法施行令第二十九条の四第二項に規定する主要株主をいう。）に該当する者が、新投信法施行規則第二百四十四条第三号イからニまでに掲げる法人又は同条第四号イからヘまでに掲げる個人に該当する場合における金融商品取引業者については、同条（第四号に係る部分に限る。）の規定は、施行日から起算して四年を経過する日までの間は、適用しない。

（罰則の適用に関する経過措置）

**第七条** 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二六年九月三日内閣府令第  
六一號）抄  
(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年四月二八日内閣府令  
第三七號）抄  
(施行期日)

（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第七条** 施行日前に募集の手続が開始された投資法人の創立総会に係る創立総会参考書類の記載についての第十九条による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第百十八条第一項第四号の規定の適用については、同号中「第一百四十五条」とあるのは、「無尽業法施行規則

	則等の一部を改正する内閣府令(平成二十七年四月一日施行)の規定による改正前の第百四十五条」とする。
2	施行日前に招集の手続が開始された投資法人の投資主総会参考書類の記載について、なお従前の例による。
附 則 (平成二七年五月一五日内閣府令第三八号)抄 (施行期日)	附 則 (平成二八年三月一日内閣府令第九号) (施行期日)
第一 条 この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年五月一十九日)から施行する。 (罰則の適用に関する経過措置)	第一 条 この府令は、平成二十八年三月三十一日から施行する。ただし、第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。
附 則 (平成二九年三月三一日内閣府令第六号) (施行期日)	附 則 (平成二九年一二月二七日内閣府令第二三号) (附 則 (平成二九年一二月二七日内閣府令第五号)抄 附 則 (平成二九年一二月二七日内閣府令第五号) (施行期日)
第一条 この府令は、平成二十九年四月一日から施行する。	この府令は、平成二十九年四月一日から施行する。
附 則 (平成二九年一二月二七日内閣府令第五号) (罰則に關する経過措置)	この府令の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第五条	この府令の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

附 則（令和元年六月二十四日内閣府令第二号）

この府令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和元年一月二一日内閣府令第四号）

この府令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。

附 則（令和二年一月六日内閣府令第四号）

この府令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附 則（令和二年四月三日内閣府令第三五号）抄

（施行期日）

第一条 この府令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。（罰則に関する経過措置）

第九条 この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例についている。

附 則（令和二年六月四日内閣府令第四四号）

この府令は、令和四年一月一日から施行する。ただし、第二条中投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第二百七十七条第一項第六号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一月二三日内閣府令第五五号）抄

（施行期日）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年二月三日内閣府令第五号）抄

(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

法人の創立総会に係る創立総会参考書類の記載については、なほ従前の例による。

この府令は、公布の日から施行する。  
**附 則**（令和四年三月二四日内閣府令第一三号）  
この府令は、令和四年四月一日から施行する。

この府令は、公布の日から施行する。  
**附 則**  
(令和四年三月二十四日内閣府令第

帳簿記載事項	記載要領等	備考
--------	-------	----

割合、所有公租公課には、固定資産税、地価税

書すに果査の格の資 類る関等結調等価産定		ご限合の信扱いしとる応約部ても額の以価基いに約信 るに場託資るてとこじに解一つを価外額準		帳価解一 （投資額約部	
評価日又は鑑約年調定年	月委査第二項の契約の同様の先調査評第一年記載する事項に	価額の二又の一日該の渡の鑑条、取別又は鑑約の同定第法引及は得、第一年記載する事項に	額項十月当付譲産容種特、類定資産の内貸資の各号に	算解約式、一部額計	貸借対照表有する資産の保額は、投資信託財産の保額とする。
記載する事項に	記載する事項に	記載する事項に	記載する事項に	算解約式、一部額計	額は、投資信託財産の保額とする。
記載する事項に	記載する事項に	記載する事項に	記載する事項に	算解約式、一部額計	額は、投資信託財産の保額とする。
記載する事項に	記載する事項に	記載する事項に	記載する事項に	算解約式、一部額計	額は、投資信託財産の保額とする。





別紙様式第4号（第108条第2項第4号関係）

別紙様式第5号（第108条第2項第4号関係）

別紙様式第6号（第108条第2項第5号関係）

別紙様式第7号（第108条第2項第6号関係）

別紙様式第4号（第10項第2項第4号欄）（平成17年令第1号）一部改正、平成18年令第

（注）運送業者名又は取扱業者の種類を記入			
陸上公共交通機関の場合は、運送業者名又は取扱業者の種類を記入			
出発地名	到着地名	位 置	年月日
貨物名	貨物名	年月日	年月日（候）
荷物番号	荷物番号	月	年
荷物番号	荷物番号	日	月
荷物番号	荷物番号	時	年
荷物番号	荷物番号	刻	月
荷物番号	荷物番号	分	日
荷物番号	荷物番号	秒	年
上記のことより誤り無申候ります。			
年 月 日 氏名			

#### (記載上の注意)

- 「東京」は、法、法第90条第5号に掲げる法律又はこれらに相当する外国の法令に基づく行政区分についても記載すること。
- 氏を改めた者に就いては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書きで併せて記載することがある。

別紙様式第5号(第103条第2項第4号関係)(平成26年令和令、法26、令27の令を除く。日  
別紙様式第11号の2様式、一部改正。令和2年令和14、令27の令を除く。一部改正)  
(日本漢字規制A 4)

新立田郷の振替の個人登録の事	
（ふみがな） 名 称	
（ふみがな） 代表者の名	
固 定 資 本 金 額	（契約番号　—　） 電話番号（—） —
設 立 年 月 日	
設 立 の 地 点	
年 月 日	始 本 の 内 容
年 月 日	實 質 の 内 容
此の記入欄は裏面に記入する。 年　月　日　　代表者の氏名	

(記載上の注意)

- 「名前」は、登記簿上の名称を記載すること。
- 「實業」は、法、法律の第5号に掲げる法律又はこれらに相当する外洋の法令に従ふる行政機関についても記載すること。
- 民を改めたものにおいては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に既張書きで併せて記載することができる。

別紙様式第6号(第103条項2項様式5号関係) (平14年令第17・令第1、平14年令第50・平18年令第44)一部改正。平19年令第1号、別紙様式第22号様式、一部改正。令19年令第14・令2

主家の姓又はお賣家の花旗		(日本産葉煙草 A 4)	
能有士等の喫煙者の数(人)		個	
姓氏、商号又は名前	保有する喫煙者数(人)	男 女 男 女	能有士個人 の喫煙者
		%	
計		個	%

(記載上の注意)

- 「勤労等の収入額」とは、都108条第2項第5号に規定する給与等の収入額をいう。
- 「扶養費」とは、都108条第2項第5号に規定する扶養費をいう。
- 保険料の請求額が必ず多い場合に於いて10名(法人を含む)について記載すること。
- 氏を改めた場合には、旧氏及び旧名、氏名を記載する欄に括書きで併せて記載することがある。

別紙様式第7号(第10項第2項第6号関係) (平成10年令和、一部改正。平成10年令和  
・財務省移行第2号附上、一部改正。令和元年令和1年3月25日付、令和2年3月25日付)

○○財務(支)用表 一  
起債者 佐 所  
西号又  
は名称  
代表者名  
電話番号( ) 一  
記 事

当社（光）役員（又は（光）使用人）は、下記のとおり  
特許権に対する投資としての運用による事務に従事した経験があることを証明  
します。

1. 特定資本の権利
2. 資本運用の事務の範囲 年 月 日から 年 月 日まで
3. 資本運用の事務に従事した際の職務の属性及び代表権
4. 当社資本の賃貸及び賃貸運用の事務の内容  
(取扱いの仕方)

1. 「資本運用の事務の範囲」は、当該取扱いの種類にない場合は、それを定めて記入することに記載すること。

2. 「資本運用の事務の範囲」は、特許権者等と、特許権譲受権に対する委託者としての行為の範囲を用意して記載すること。

3. 記載時は、特許権に対する委託者としての権限を、特許権を委託した法人の権限範囲とは別に記載する場合を記載すること。

4. 具体的な行為には、日付及び件名、氏名を記載する欄へも書記して記載することができる。







別紙様式第14号(第216条第2項関係)

(日本通産規則44)  
文書番号  
年月日

(商号)  
(取引会員の会員名) 総  
○○財務(会)局長  
年月日付で送付された通知書  
件名  
下記のとおり執筆したので通知する。  
1. 会員名 ○○財務(会)局長 総  
2. 会員年月日 年月日

別紙様式第15号(第218条関係)

(日本通産規則44)  
文書番号  
年月日

(商号)  
(取引会員の会員名) 総  
○○財務(会)局長  
年月日付で送付された通知書  
件名  
下記のとおり執筆したので通知する。  
1. 会員名 ○○財務(会)局長 総  
2. 会員年月日 年月日

別紙様式第16号 (第219条関係)

(日本通産規則44)  
文書番号  
年月日

○○財務(会)局長 総  
会員名 ○○財務(会)局長 総  
件名  
会員名  
年月日

会員名と同一の会員登録番号を記入して下さい。

会員年月日	支	支	支	支	支
	支	支	支	支	支

(会員の会員名)  
 1. 会員登録番号は会員登録申請書又は会員登録手続書による登録番号  
 2. 会員登録番号及び会員年月日  
 3. 会員登録年月日  
 4. 会員登録年月日  
 5. 会員登録と会員登録の確認

(会員の会員名)  
 1. 会員登録番号は、会員登録申請書又は会員登録手続書による登録番号  
 2. 会員登録番号及び会員年月日  
 3. 会員登録年月日  
 4. 会員登録年月日  
 5. 会員登録と会員登録の確認

別紙様式第17号 (第220条関係)

(日本通産規則44)  
文書番号  
年月日

○○財務(会)局長 総  
会員名 件名  
会員年月日

会員の会員名と同一になりましたので、会員登録手続書による登録番号により  
届け付ます。

記

1. 解消した会員登録番号  
 2. 会員登録番号及び会員年月日  
 3. 会員登録年月日  
 4. 会員登録年月日  
 5. 会員登録と会員登録の確認

(会員の会員名)  
 1. 会員登録番号は、会員登録申請書又は会員登録手続書による登録番号  
 2. 会員登録番号及び会員年月日  
 3. 会員登録年月日  
 4. 会員登録年月日  
 5. 会員登録と会員登録の確認



